

平成27年涌谷町議会定例会9月会議（第2日）

平成27年9月25日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 同意第 6号 副町長の選任について

1. 同意第 7号 監査委員の選任について

1. 同意第 8号 教育委員会委員の任命について

1. 同意第 9号 教育委員会委員の任命について

1. 同意第10号 教育委員会委員の任命について

1. 議案第62号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

1. 議案第63号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び涌谷町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第64号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例

1. 議案第65号 工事請負契約の変更契約の締結について

1. 議案第66号 平成26年度涌谷町水道事業会計処分利益剰余金の処分について

1. 認定第 1号 平成26年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	11番	長崎達雄君
12番	加藤紀君	14番	大泉治君
15番	遠藤積雄君		

欠席議員（1名）

10番	木村正義君
-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	総務課長兼参事	城口貴志生君
総務課長兼防災交通室長	達曾部義美君	企画財政課長兼参事	高橋宏明君
まちづくり推進課長	今野博行君	税務課長	泉沢幸吉君
町民生活課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長	高橋正幸君
町民医療福祉センター総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター健康課長	熊谷健一君
農林振興課参事兼課長	村上芳行君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得兼会計課長	高橋貢君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会事務局会長	遠藤栄夫君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課長兼給食センター所長	渡辺信明君
生涯学習課長	小野寺和敏君	代表監査委員	柳渕茂君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤釈雄君） おはようございます。

参与席、2人ほどまだ遅参でございますけれども、開会いたします。

どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。10番木村正義議員から欠席の届け出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤釈雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（遠藤釈雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続きかねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

5番杉浦謙一君、一般質問席に登壇願います。

〔5番 杉浦謙一君登壇〕

○5番（杉浦謙一君） 皆さん、おはようございます。5番杉浦でございます。

かねてから通告をいたしました公告に従いまして一般質問を行ってまいります。

私は、大きく3つの点につきまして質問をまいります。

まず最初に、原発再稼働についての考えということで質問いたします。

8月11日に、九州電力は鹿児島県川内原発1号機が再稼働を強行しております。九州電力は、引き続き2号機についても再稼働を狙っております。原発の再稼働は、東京電力福島原発事故のその後、全国の原発が相次いで運転を停止し、一昨年9月に最後の関西電力大飯原発が停止して以来、初めてのことでございます。国は、この再稼働を事業者の判断と言いますが、福島原発事故が終息していない中での再稼働は政権の判断として推進したものではないでしょうか。

さて、東北電力は平成25年12月27日、原子力規制委員会に対しまして、女川原発2号機について新基準への適合性審査を申請いたしております。これは、再稼働に向けた手続であります。東北電力は、規制委員会から許可がおりれば、女川原発再稼働周辺の安全確保に関する協定第12条に基づき、工事に入る前に宮城県及び女川町、石巻市との事前了解を得ることとなっております。

女川原発は、あの東日本大震災で被災し、大きなダメージを受けた原発であります。現在も宮城県沖を震源と

する地震が頻発し、今後も大規模地震が想定されているところであります。来年以後、女川原発再稼働も狙われると思いますけれども、この原子力政策、特に原発再稼働に関する町長の態度についてお聞きいたします。

そしてまた、IAEA国際原子力機関は、ことし8月31日東京電力福島第一原発事故を検証した最終報告書を公表しております。その中で、日本の原発は安全だという電力事業者の根拠のない思い込みに加え、規制当局も政府も疑問を持たなかったことが事故の主な原因であり、結果として重大な事故への備えが不十分だったと指摘しております。現在、新たな安全神話を振りまき、全国の原発で再稼働の動きを進めていることへの警鐘ともなるものであります。

この報告書は、津波に関する原発の設計上の弱点を指摘。そして、国の地震調査研究推進本部が2002年に提案した手法に基づく津波の高さの評価で、この同レベルの津波が2011年の事故前に予想されていたにもかかわらず、追加の措置をとらなかったことが問題視されております。このように、IAEAも問題を指摘している中で、町長はこの福島第一原発事故についてどのような認識でいられるのか伺います。

そして、次に移ります。

町民バスについて質問をいたします。

交通弱者への利便性は、今や重要な課題であります。町内のある足の不自由な方が、町民バスを利用しようとした。しかし、車両のステップが高いため、手すりにしがみつき1段、2段と時間をかけ、ようやく乗り込むことができました。こういう事例がございます。福祉というのは、個々に目を向けなければなりません。障害者や高齢者向け、そうは言いましたけれども、低床型、ましてやノンステップ型の実現の必要性をお聞きいたします。

そして、こうなりますと町民の高齢者が自由に病院や買い物に出かけることができる交通手段を確保しなければなりません。戸口から戸口の送迎が求められています。私は、予約制乗り合いタクシー、デマンド交通システムと呼ばれておりますけれども、この実施についても町長の考えを伺います。

そして、3点目でございます。

多くの図書館は、静かに本を読む場所、本を貸し借りする場所、そういった存在をしておりますけれども、全国のどこの図書館に行っても自分の家近くの図書館と同様の環境で利用できる、そういったメリットがあります。それが、この歴史とともに築いてきた公共性だと思います。どんなときにも町民が集える場所としての図書館について、当町における図書館の必要性について町長の考えをお聞きいたします。

そして、第4次総合計画後期基本計画、これには生涯学習の計画内容といたしまして情報交流拠点としての図書館機能を有する生涯学習センター（仮称）となっておりますが、整備検討が主な事業としております。その取り組みはどうなったのか、図書館、この場合は図書室の場合でありますけれども、お聞きいたしまして、私から1回目の質問とさせていただきます。

○議長（遠藤釈雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） おはようございます。

ただいまから一般質問の答弁を申し上げます。

まず最初に、女川原発の再稼働についての考えを、それから東京電力福島第一原発事故について町長の認識は

ということでございますので、1点目から申し上げます。

国は、エネルギー政策を考えるに当たり原発をベースロード電源と位置づけており、新規制基準への適合が確認されたものから再稼働する方針を固めていることは、ご承知のとおりでございます。国内の原子力発電所のうち、先般九州電力の川内原子力発電所が再稼働いたしました。そこに至るまでの経過において原子力災害対策特別措置法に規定している手続、つまり原子力規制委員会による厳格な審査を経て、住民への説明を実施した上での立地自治体による同意の判断があったものと認識しております。

当町におきましては、短台区、大谷地地区がUPZ圏内に含まれており、本年4月20日に東北電力株式会社とUPZ関係市町による住民の安全確保に関する協定を締結いたしておりますが、現時点ではその条項の中に原発の再稼働に関して立地自治体並みの権限が付与されていない状況であります。

平成24年9月議会において東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書を採択していることを大いに尊重いたし、今後住民の皆様方の幅広い意見もお聞きしながら、UPZ関係自治体とも連携して対応してまいりたいと考えております。

2つ目の東京電力福島第一原子力発電所における痛ましい事故についてでございますが、廃炉に至るまで40年程度かかるとの工程表が示されており、震災から4年半以上が経過した今でもはっきりとした事故原因が示されておりません。国策として原発を推進してきた以上、被害者や地域の経済的損失に対して国が最後まで責任を持った対応をすべきで、早期に事故原因を究明し、現存する原発に対してより険しい目線での安全対策を各事業者に求めていくべきであると考えており、今後の国等の動きも注目してまいりたいと考えております。

それでは、町民バスについてです。

項目2点目の公共交通についてですが、当町の町民バスにおきましては、現在町内のバス会社であります仙北富士交通株式会社が町内6路線32便で運行し、町内の主要な施設への交通手段となっているところでございます。また、平成18年4月から児童生徒の登下校時における安全確保を図るため、無料パスポートを発行しているところでございます。

さて、ご質問の交通弱者対策としての低床型ノンステップバスの導入についてでございますが、町民バスは現在マイクロバス6台で運行しており、ノンステップバスは導入していない状況でございます。ノンステップバスにつきましては、高齢社会における有効な交通手段の一つとして期待されているところでありますが、導入に多額の費用がかかることや車道の高低差で路面との接触の危険性、積雪による走行支障などから、バス事業者からは現状において導入が困難であると聞いているところでございます。

しかしながら、平成12年に施行された交通バリアフリー法の施行に伴い、乗りやすいノンステップバス等を拡充していくことの重要性や、実際に利用される町民の皆様の利便性を図る上で必要と考えておりますので、今後国の補助制度などを確認し、民間バス事業者がノンステップバス導入を着実に進めることができるよう公共交通のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、デマンド型交通システムの導入についてでございますが、デマンド交通は利用者の要求に対応して運行する形態の交通で、利用者にとって利便性が高いとされており、また利用者が減少している路線の運行時に生じていた赤字を抑えることができる事例がございます。このことから、過疎地域を抱えている地方公共団体などで注目され、導入事例がふえている状況となっております。しかし、現行の法律では既存のバス路線と競合

できないため既存路線型交通の代替運行となり、車両についてはセダンタイプもしくはワゴンタイプが原則となるため、多くの人数を運ぶことができないと考えております。また、デマンド交通の導入に係るコストが多額の財政負担を生じることや、利用者が事前に予約したり複数の方と乗り合い利用となるため、目的地までの到着時間がわからないなどの不便さが指摘されております。

今後もデマンド交通などの運行について検討を行ってまいります。当面は既存路線バスの運行改善を重ねることで利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

3点目の当町における図書館の必要性についてでございますが、町民の皆様の要望などからも図書館の必要性は感じており、新たな建設は財源の問題、人口減少問題への対応等々で、現段階では後年度負担を伴う図書館建設は難しいと認識しております。

図書館につきましては、現在大崎圏域で定住自立圏共生ビジョン協定事業を進めており、その中で図書館機能とサービスの充実という項目がございます。拠点図書館の整備と図書館の相互利用の中で、大崎市が図書館建設を進めており、平成28年度末オープン予定でございます。涌谷町民も大崎市民同様、利用できることから、圏域をカバーする大規模図書館として期待しているところでございます。第4次総合計画後期基本計画で整備検討となっている、このことについてでございますが、計画の主な施策で生涯学習施設の有効活用と整備の中で情報交流拠点として図書館機能を有する生涯学習センター（仮称）の整備検討をしております。現在、震災復旧工事で新公民館が供用開始をしていることから、生涯学習センターのあり方について検討が必要と考えております。

図書館につきましては、旧勤労青少年ホーム体育室の利用も検討しており、整備に当たっては監査委員の決算審査報告書の指摘事項もありますことからさらに議論を重ねてまいりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、杉浦議員への回答といたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、2回目の質問とさせていただきます。

原発再稼働につきまして、答弁いただきました。女川原発に関しましてであります。この間もいろいろと、来年以降になると思います。女川原発再稼働にいずれそういった町に対しての打診というのは、多分ないんじゃないかなと思います。しかしながら、UPZ圏内にありますので、そういった件ではやっぱり協定を結んでいる以上、そういうことを要求していくことも必要なのではないかと。まして、取り持っているのは宮城県でありますから、宮城県とともに再稼働に関して町の考えを、議会もあります。議会で意見書も出しているわけですから、その点に関しましても涌谷町の考えを示すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 杉浦議員、ご指摘のとおりでございます。特に、先ほども述べさせていただきましたが、当議会は意見書を採択し、なおかつ九州電力の川内原子力発電所の稼働につきましては、立地自治体による同意の判断があったということが報道されております。したがって、議会の議決につきましては大変重いものがあるというふうに認識いたしております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 涌谷町は、先ほど30キロ圏内に短台、大谷地が入っております。そういった中で、まだ完

成はしていないと思います地域防災計画、避難計画でございますけれども、その作成が今後、どの自治体もそうなんですけれども、策定を急ぐこととなると思います。そういった点で、作成に当たって避難計画は大変だと思えます。30キロ圏内で線を引くことは、まず不可能だと思います。その中で、何らかの、例えですね、今は原子炉が動いていなくても燃料棒があるわけでございますから、そういった点で避難計画の考え方というのはいかがなものでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） U P Z 圏内に含まれている市町の避難計画ということでございますが、過日その会議が登米市でございました。そのときに、宮城県、それから東北電力が同席しておったわけですが、今まで、私はその日が初めての参加だったので、前回までの会議録を見させていただきました。

その中でおかしいと感じたのは、本来U P Z 圏内の市町は被害者の立場なんですね。被害者の立場の者が、一生懸命その避難状況を各町ごとに議論しているさなか、本来はそれを誘導すべき県あるいは原因発生者となりがねない東北電力が、その会議をリードしていなかったんですね。そのことを申し上げまして、私たちが一方的にその自分たちの行動だけを定めるんでなくて、やはり県の指針、それからU P Z 圏内の住民が安心できる安全対策、避難対策まで原因発生者が担うべきだろうということを申し上げました。電力さんのほうは、なるほどなということでご返答いただきましたが、まだまだそういった形で我々の行動が県であったり、あるいは電力であったり、あるいは最終的に判断を下す国の責任だったり、そのようなところが今、杉浦議員から指摘された議論を交えながらしっかりとした対応をしまいらなければならないということで、関係市町が一致したわけでございます。

これからもしっかりとした議論をしながら、単なる被害者意識のみの議論にならないように、原因者、誘導者、そうした中身の避難対策をしまいたいとこのように思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 5 番。

○5 番（杉浦謙一君） そうですね。その避難計画、いずれ完成されるものと思われれます。この作成をもって女川原発再稼働を打診されるかわかりませんが、町長は容認するのかわからないのかお答えください。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 先ほど来ご指摘のとおり、涌谷町短台、大谷地の一部がU P Z 圏内に含まれております。その際に、どの家庭が30キロ圏内なのかということは確認いたしております。しかしながら、それはどの家庭がどの家ということは発表いたしておりません。さらにまた、同心円の30キロ圏内のみの避難体制ではないということは、福島第一原発の事故によりまして当然のことです。そういった広域的な、あるいは地形的なものも含めて避難対策を講ずるべきであるということは、県ともこれから協議しながら、一部全県対象の避難対策といったことも言われておりますけれども、それが果たして県の視野に入っているのか。恐らく入っていないと思いますけれども、そういったことも議論しながら、女川原発が事故を起こさないような安全な施設になることを願っておりますけれども、今でも原発に関しましては東北電力さんの発表する安全神話のみに頼ってきたとそのこともありましたので、しっかりとした議論をしながら、どの圏域が避難対象地域なのか。下手をすれば宮城県だけでは済まないですね。隣の県にも及ぶだろうと。そういったことも考慮しながら、住民の方が安心して避難計画を容認できる避難対策を関係市町当局にしまいたい、このように思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 避難計画であります。先ほど町長から1回目に答弁いただきましたけれども、福島原発は40年かかるんですね。廃炉、40年以上と言われますが、その中でたとえ今、女川原発が再稼働してなくても、危険はまだ残っていると。それは、廃炉じゃなくても危険性はあると。そしてまた、先ほど福島原発の事故の検証、そして終息が依然としてまだ不十分なまま、先ほど川内原発再稼働しておりますけれども、そういった中で住民の不安をまだまだ心配している中で、もし再稼働ということが話題になるのであれば、何らかの態度を示さなきゃいけないのは町長ではないのかと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 最初にご指摘いただきました避難計画につきましては、担当課のほうから詳しい経過説明と内容を報告させていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 防災交通室長。

○総務課防災交通室長（達曾部義美君） それでは、避難計画について申し上げます。

ただいま、町長の方からUPZ内で避難計画を今策定中ですが、涌谷町といたしましても計画はほぼでき上がっておりますが、ただ、今町長が言ったように、課題が幾らかあります。一つは、UPZ内に涌谷町のほうに石巻市からの800人という受け入れ体制をしなきゃいけないという問題もありますし、さらには待機検査ポイントの場所とか、さらには安定ヨウ素剤の配布場所等々が、これは県でお示しするわけなんです、それがまだお示しされていないという状況もありますので、そこら辺を検証しながら今現在策定の計画をつくっている最中でございます。

なお、先ほど言ったように、この間の会議におきましても、UPZ内統一をもって今後避難計画をつくろうというような計画で今進んでいる状況でございます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 避難計画はわかりましたけれども、私はその避難計画ができて、完成して、その後、これをもって再稼働を認めるのかということなんです。議会でも意見書を提出しております。先ほど来、福島第一原発はまだ事故の終息が終わらない、検証も終わっていない中で、果たしてその再稼働を急いでいいのかということ。身近な原発の話です。その中で、町長の認識を伺っているところであります。その避難計画ができたから安心とするのか、ここが大事だと思います。町長の答弁を求めます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 先ほど来、再稼働容認は一言も言っておりません。先ほども答弁いたしましたとおり、この議会で決議をいたしております。意見書を採択しております。私もきのう申し上げましたけれども、議会選出の人間でございますので、議会の議決がいかに重要なものであるか、いかに重いものであることかは十分認識しておりますので、その意見書をこれからも尊重してまいりたいとそうように思っています。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、公共交通システムの質問に移りたいと思います。

先ほど来、町民バスの件、そしてデマンド交通の件の答弁をいただいております。確かに、低床型、ノンステップ型は雪の多い地域では下をするということと、またそして道路の状況にもよるんですが、下がつかえる

というのは、これは昔から指摘されている点であります。

しかしながら、その点でやはり何らかの救済策といえますか、交通弱者の利便性を図るとというのが一番の行政の役割ではないでしょうか。そういった点で、デマンド交通予約制乗り合いタクシーの話もしておりますけれども、町長の選挙公約にも福祉タクシーという話もありました。これは、対象者がまた違ってはくるんですけども、そういった点でやはり検証は必要だと思います。研究が必要だと思います。福祉タクシーもそうです。そして、公共交通、これからの交通は病院に通う方、そして買い物に行く方、そういった人たちをどういった、そして山間部の多い地域でもありますから、そういった点では、競合型ではなく、山間部はデマンド交通にするとかそういった点もひとつ必要なのではないかと考えております。その点につきまして、再度町長にお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 1回目の答弁でも申し上げましたとおり、検討してまいりたいと答弁いたしておりますが、今、議員の方からご指摘ありましたデマンドタクシー、それから福祉タクシー。デマンドタクシーにつきましては、きのうもご説明申し上げましたが、松山が25年10月1日から松山地域内公共交通として運行を開始いたしました。その後を追うように、たしか岩出山でもやられていたはずですが。

この内容を詳しく申し上げますと時間がかかりますけれども、いわゆるあるタクシー会社が私のほうでデマンドタクシーを受け付けますよと。その際に、車両を限定するのではなくて、保有している車両のうち1台を充てますよと。でありますから、ナンバープレートが1番のものがきょうあいているとなれば1番のものになる、あるいは5番のものがあいていれば5番のものがきょうなるというようなシステムでございまして、初乗り運賃が400円。それが、松山町内限定ということで、これは障害者であれ買い物弱者であれ、皆さんがご利用できるといってございまして、前日の5時までの予約制ということでございます。

この報道がなされまして、1カ月後にタクシー会社に行って調査いたしました。オープンしてから利用した人は1人か2人という大変ショッキングな数字でしたけれども、これがそのときのですよ、と現実がありまして、そのときは受け皿として個人登録ではなくて、大崎市松山地域内公共交通運営委員会なるものを組織して、そこが受け皿、窓口になる。ちなみに、その受付窓口は松山支所でございます。私もこの会員になっておりますけれども、今登録会員が百二、三十人だということでございます。今般、100円値上げして鹿島台駅まで乗り入れるというシステムになっております。

それから、きのう申し上げました福祉タクシー、この辺では介護タクシーと合わせまして美里町が運営といえますか、制度化したということですね。1人3枚までタクシー券を交付いたします。それが12カ月で、1人36枚で、これも25年度の調査だったんですが、対象人数が220名で発行枚数が7,660枚、で利用状況がその半分。制度といたしましては、650円の初乗り運賃をこの券で補うことができる。その初乗り運賃を超えた部分については、利用者負担という制度でございました。実際にどれだけ利用されているかといいますと、約半数の券が使われている。金額にいたしまして253万円。予算措置といたしまして、毎年270万円であったり260万円であったりという予算措置をしているのが、美里町の福祉タクシーでございます。

杉浦議員、この両者を組み合わせろということでございますけれども、この辺についてはもう少し近隣の制度を検証しながら、先ほどのノンステップバスと同様な公共交通のあり方について検討してまいりたいというふ

うに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 先ほど松山地域の話がありました。松山と涌谷町の形態というかニーズは、また違うと思うんですね。松山と涌谷では病院に行く方のニーズが多くて、松山地域に医療施設というのはそうないんですね。そしてまた、買い物をするにもやっぱり高齢者はそれでも大型店に行くことが多いということで、最初の時点ではなかなか利用者がふえなかったという経過があります。その点では、涌谷町とまたひとつ違う感じはいたします。

そしてまた、私が申し上げているのは、福祉タクシーとデマンドを組み合わせろという話ではなくて、今の既存の町民バスとそしてその地域、これは加美町でやっている形態なんです、西側はデマンド、東の地域は町民バスという割り振りをしている、かなり加美町では町民の方から評判のいい制度でございます。いろいろと検討されるということでございますので、私はそこにはもう触れません。

そしてまた、図書館であります。先ほど図書館の必要性、町長は認識されていると思います。図書館をつくる上で大切なのは、きちんと構想をつくることだと思います。これは、もっと町民の声を聞くことが重要だと思います。そうした図書館のデザイン、そしてそういうことを推進する設置場所、そこまでを含めましてやはり町民、構想はじっくりと、今すぐやるべきではなくて、町民から聞きますとなかなかいろんなまとまるかまとまらないか大変なんですけれども、やはりいいものをつくるというのは時間をかけてやるべきだと思います。ですから、二、三年でできるものとは、図書館自体は二、三年でできるものではありません。10年ぐらいかかるかもしれません。そこも含めまして、やっぱりそういった声を聞く、ちょうどきのうの話ですと行政懇談会という話もありました。そういった点で、やはり声を聞くことは大事なのではないかと思っておりますけれども、町長いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 私は、そういった図書機能あるいは図書館、そういったことにつきましては、その町の文化のバロメーターだと常々言ってまいりました。したがって、杉浦議員が今私に問うていることとは理解できます。そうあるべきだと思っております。しかしながら、答弁でも申し上げましたとおりいろんな時間と財政も変わりますので進めてまいりたいんですが、どのようなシステムが涌谷町の町民の方々の図書に対する要望を満たすことができるのか、そのこともしっかりと検討してまいりたいと思っております。

今、私が考えておりますのは、答弁でも申し上げましたとおり青少年ホームの小体育館、つい先日までは公民館の事務室ということで利用させていただきました。あのスペースを図書機能に確保できないかと。ちょっと天井が高いんですけれどもね。それをあわせまして、その中で蔵書とあわせ、大崎市が建てようとする図書館、その中でネット配信などのあるやつ、ネット配信などをダイレクトでその新しい図書室となるべき部屋で受信できる、あるいは大崎市のネット配信が各家庭のネットで閲覧できる、そういったことをあわせながら、その機能を有する図書機能であればなと思っております。

隣町にすばらしい図書館があります。あれにつきましては、議員ご存じのとおり涌谷の子供たちが一生懸命通って、特に休みの最後の日はそこでいろんな形で勉強をしていくということ。私の娘も登録いたしました。そういった他の町からもそういった要望が満たせるようなものがあれば、なおかつ文化のバロメーターが上がる

んじゃないかというふうには常々思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 町長が図書室について言及されております。そして、町民の方から心配されているのが、依然として図書室の機能がなくて、本箱、本棚がないからつくれないのではないかということが指摘されております。本箱、本棚がないという時点で何とかならないものなのかと。そんなに高い、そんなに高いものって値段のことはちょっと言及はできませんけれども、そういった点でやっぱりビジョンを示さなければ町民に説明ができないんじゃないかと思うんですね。その点ではいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 青少年ホームの小体育室を利用するにしても、書架がなければならない。そういった設備については、今課のほうとも検討させていただいております。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） それでは、5番杉浦議員さんのご質問にお答え申し上げます。

図書館につきましては、担当課としてもこれは十分必要性は感じております。先ほど町長も申したとおり、その必要性については考えますけれども、多額の費用がかかるといった部分で、今後上司の判断をいただきながら進めていければなというのが担当課の率直な思いでございます。

それで、図書室につきましては、現在はお案内のとおり書架につきましても震災で使用できない状態にございます。それで、現在はテーブルの上に町民の方々が多く見られる、利用される児童図書、情報誌、小説等、それを陳列して貸し出しを行っているというのが今の現状でございます。専門図書につきましては、そういう書架がないものですから、大きい段ボールに区分けをしまして専門図書を今保管しているとそういったような状況で、町民の方から専門誌等の問い合わせとか、こういったものが見たいといったようなことがあれば、職員がその専門図書をいつでもまた出せる状態にいたしてございます。

あとそれから、書架につきましては、今お話ししたとおり今はない状況でございますが、いずれ小学校、中学校統合によりまして、重複して使用されなくなったそういう蔵書等も出てまいりますので、それを活用しながら、また小学校、中学校でそういう書架等が公民館で使えないかどうか、使えるかどうか、その辺も検証しながら、今ある現在の図書室については整備を、整備というよりも早く町民の方々にご不便をおかけしないような形で、貸し出しするような形で現在考えてございます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 今まで体育室、事務所だったところが、その場所を図書室ということに今度計画されているわけですが、青少年ホーム、あの建物自体は耐震改修を終えております。しかしながら、体育室の床、これは専門家が指摘しているんでありますけれども、書籍の重さ、書架も含めまして、その重さにその床が耐え得るものなのか。学校等ですと、やはりしっかりした床でないと重さに耐えられません。その点が心配になるわけですが、その辺はしっかりと検討、検証して設置をするのか、やはりそこら辺は心配になるところであります。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 今現在のところ、そういう荷重計算はしていませんけれども、先ほど前向きな

部分で考えますと、そういった部分について当然必要となれば実施設計とかそういった部分で、あと町民の声とかパブリックコメントとかそういった部分も聞くような形になってくるわけですので、その分については十分そういう荷重計算等も必要になってくると思うので、そのときはそれぐらいの対応をいたしたいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 小体育室の床の耐久度ということでございますけれども、私も何度か利用させていただきました。普通の体育館のような板張りではございません。床はRC構造でございますので耐え切れるのかなと思っておりますけれども、なおさら調査させていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 最後になるかもしれませんが、やっぱり心配になる点はしっかりと見ていただいて、立派なみんなが集える図書室にしていきたいなと思っております。

そしてまた、パブリックコメントの話がありましたけれども、やっぱり周知の点を少し考えていただきたいなということを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 杉浦議員のご指摘を真摯に踏まえながら対応してまいります。ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦労さまでした。

ここで休憩いたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

6番大平義孝君、一般質問席に登壇願います。

〔6番 大平義孝君登壇〕

○6番（大平義孝君） 6番、大平でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

子育て支援についてでございます。

人口減少が続く中で、若い子育て世代の皆さんに対する支援は、何よりも重要な施策であると考えます。我が町は、支援策の実施において常に近隣市町村よりも早く、すばやく実施をいたしてまいってまいりました。今後も若い世代の皆さんに対する子育て支援策の拡充を他市町村に先駆けて実施していくことこそが、定住にもつながっていくものと考えております。もちろん、住宅についての支援、高齢者の皆さんへの支援、それも子育て支援を支えている方々でありますので大切な施策でございます。町長も所信表明におきまして、多くの施策をこれから取り組むものとして述べられてまいりました。本当に心強いところでございます。

よく言われます、遠い将来のためにさまざまなことをしていく、そういうことでこの若者世代を支援することが重要なのだということが言われておりますけれども、しかしたまたま遠い将来どうなるかわからないものにつ

いての基金を構築したりといったこともままあるように感じております。それよりも、本来、今ここで現実はどうなんだと、涌谷町はこれからどういうふうになっていくんだといったときに、この若い世代の皆さんをきちんと支援して、将来の涌谷町を背負ってもらい、さらに支援をする子育て、子供さんに心配のない子育てをしていただき、そのお子さんにこの町をつないでもらうとそういった施策のほうが必要であると考えております。

そこで、次の2項目について質問をいたします。1、病児病後児保育を早期に実施するべきではないか。2、南幼稚園、八雲児童館をどのようにしていくのか。お伺いをいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 6番大平義孝議員の一般質問にお答え申し上げます。

1点目の病児病後児保育を早期に実施するべきではないかというご質問でございますが、本年4月から施行されております子ども・子育て支援制度において地域子ども・子育て支援事業の一つとして、病児保育事業も対象とされております。病児保育事業は、保育を必要とする子供が、病気の際に自宅での保育が困難な場合に病院、保育所に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を実施する事業と示されており、対象児童は乳幼児または小学校に就学している児童となっております。近年の共働き世帯の増加により、子供が病気の際に自宅での保育が難しい家庭が増加傾向にあります。私も病後児保育事業の必要性につきましては、十分認識しているところでございます。

しかしながら、病児保育を実施する際には、施設の整備、確保や職員の配置が要件であり、その上で医療機関との連携、協力関係を構築する必要もでございます。幼児等の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底させるためであり、特に町にとっては医師の確保等は大きな課題と考えられます。

当町といたしましては、涌谷町・安心子育て支援プランを策定するに当たり、涌谷町子ども・子育て会議の中で病児病後児保育事業についても検討をいただいているところでございます。その結果、当町の現状では実施可能な施設がないため施設の整備が必要であること、また病児病後児保育事業には体調不良児対応型、訪問型の事業もありますが、ともに従事する人材の確保が必要となってくることから、事業実施に当たっては十分な検討と準備を行った上で提供する体制を整えるべきだとの意見をいただいております。

事業の早期実現のためには、事業実施要件を満たすことが不可欠ですので、今後も子ども・子育て会議の中で委員の皆様とともに事業の実施について検討してまいりたいと考えております。

2点目の南幼稚園、八雲児童館をどのようにしていくのかについてでございますが、議員ご案内のとおり、現在教育委員会において学校等適正規模・適正配置を計画し、小中学校、幼稚園等の統合を進めているところでございます。この計画の中に、涌谷南幼稚園は含まれておりませんが、涌谷南幼稚園の児童数は3歳児が4名、4歳児が7名、5歳児が12名、計23名という状況でございます。少子化に伴いまして今後園児の推移や子育て環境の変化、また保護者のニーズ等を勘案しながら、幼児教育の学習環境体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、八雲児童館につきましては、老朽化が進んでおり、昨年実施いたしました耐震診断結果では補強及び改修が必要な状況となっております。児童の安全確保の面から、早急な修理工事が必至ではございますが、八雲

児童館では児童館としての活用のほかに学童クラブも行われており、さきに申しあげました子ども・子育て支援制度の趣旨を踏まえ、平成31年度までに小学校6年生までの児童を受け入れる放課後児童クラブ開設を目標としておりますので、児童館の施設も含め、本町全体の放課後児童クラブの検討を行うべきと考えております。

今後とも議員皆様を初め町民の皆様、関係機関などから多くのご意見をいただきながら、子供の安心・安全を第一に質の高い教育環境の充実を進めてまいりますので、議員皆様方のなお一層のご理解、ご協力をお願いし、6番大平議員への回答といたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稯雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ただいま答弁をいただきました。

必要性については、非常に町長も認識をしながらさまざまなことを考えておられるようでございますけれども、特にでございますけれども、私たち議員も視察研修で香川県の綾川町陶病院、富山県高岡市JCHO高岡ふしき病院、2つの病児保育の施設を研修させていただきました。先ほど町長が申されたように、とにかく母親、そういったところのさまざまな葛藤のある中ではありまじょうけれども、陶病院についてはどこにでもあるようなそういったところではなく、本当にあの地域たった1つの病児保育をしている病院として他にはない、本当に、病気は大分よくなったけれども、これ以上、母親も仕事を休めないんだといったような観点からも「いいですよ」と受け入れて、高岡ふしき病院も、これは本当に不採算だそうです。働く母親のサポートとして働きやすい環境づくり、その考えでこの不採算な病児保育を運営しているそうであります。

どちらの施設も私たちが考えていたような本当に立派な施設かなと思いましたが、病室を改造しながら、でき得る限り経費を節約しながら、そこで皆さんに安心してもらっているという施設でございました。この両病院は、どちらも小児科の先生がいる病院でございましたけれども、当町の町立病院には小児科の先生がおられませんし、また近隣にも小児科の先生を探すとか、石巻市とか大崎市に行かないといないわけでございますので、非常にさまざまな面で難しいところもあると思っておりますけれども、そして今さくらんぼこども園では、病後児と名前はついておりませんが、ゼロ歳児からの保育をして、急に体調不良、医師による病気回復期と診断された子供を対象に保健室を設けて、看護師さんを配置しております。このことも親、家族にとっては非常にありがたい取り組みだとは思っておりますけれども、なかなか家族全員が勤めている、そういった家庭の中でこういうようなことができたのでと電話が入りますと、仕事を途中でやめたり、仕事を休んだりといったことが続いている家庭もあるように聞いております。

そういったところを、先ほど町長申されましたように、実施可能な施設がないと、だから事業実施に当たっては施設の整備が必要だということ、そういう涌谷町子ども・子育て支援事業計画であると答弁をいただきましたけれども、考えようによってはさまざまな考え方があります。涌谷町には小児科専門の先生は町なかにはおりませんが、小児科を診ていただいている先生がございまして。町立病院にも、小児科はやったことがないけれども、内科の先生がおります。さまざまなことで今、子供の医療というのは、急変等々で事故が起きる確率が高いから専門でなければだめだと言われておりますけれども、決してそうではないような、そういった環境も今この涌谷町にもあります。現に、皆さんのお孫さんたちも、町の中の開業医の先生にさまざまお世話になっている方もおられると思っておりますので、そういったところからひとつ考えていただかないと、なかなかまた先送り先送りで、何年たってもできなかったということになってしまうのではないかと私は心配しております。

そういったことで、さまざまこの計画策定のときに調査したようでございまして、病気やけがで幼児教育、保育事業を利用できなかった、学校を休んだ就学前の子供については66%、小学校については54.2%もあるというんですよ。利用できなかった場合の対応は、就学前、父が24%、そして先ほどから申しておりますように、母親が75.4%、それに仕事を休んででも対応しているようでございます。小学校になりましても、やはり親族・知人は50%と一番高いですけども、父親が8.6%、母親は45.3%とやっぱり母親がここで一生懸命やっているなというところが見えてきております。そして、病児病後児保育施設の利用希望については、就学前の親の48.6%もおられるということでございます。

このことで、先ほどの町長の答弁、施設がない、整備が必要です、人材の確保ができないから十分な検討と準備を行いますということでは、涌谷町のそれこそ若い人の定住もなかなか町で思っているような数字には達していないのではないかと感じておりますので、このことについてどのように考えておられるかお伺いをいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） ただいまの大平議員の一般質問の内容、病児病後児保育事業についてでございますけれども、議員、24年の9月議会、25年の3月議会でもこのことを取り上げられております。子供の保育にかける熱意を伺い知り得たところでございますし、なおかつ質問事項の中で今案じておられました町の持続的な将来像もやるしかない、まさしくそのとおりであろうということでございまして、所信表明でも申し上げました子供は町の宝でございます。そのことをしっかりと守るという考えには変わりはありませんが、いろんな基準がございます。このいろんな基準を入れるとね、何か大平議員さんの求めている逆方向の答えになるので余り言いたくないんですけども、例えば保育室及び児童の静養または隔離の機能を持つ観察室、安静室を有すること、調理室を有すること、専用の調理室が望ましいが、本体施設等と兼用も可。事故防止、衛生面の配慮など児童の養育に適した場所、これはおっしゃられ済みだと思います。さらにまた、看護師、それから保育士が児童の数に応じて決められております。

このことを考えますと、医療体制をまずつくり上げていかななくてはいけない。議員ご存じのとおり、涌谷町国民健康保険病院は今、医療体制が完全なものになっていないというふうに私は見させております。医療従事者の確保、そしてまたこの施設の設備になりますと、今まで前任者が述べてきたような答えになるのかなと思いますので、そのことは避けますけれども、私も恐らく子供がそういう状況になったら休んで見るんだと思います。でありますから、事の重要性に関しましては十分認識しております。県内で幾らの町が取り組んでいるかということをお知らせすると、仙台市、多賀城市、岩沼、大崎市、それから川崎町、それから利府、富谷と4市3町が取り組んでおります。これがその市域、町域全体の児童をカバーしているのかということになりますと、仙台市ですと小児科病院がほとんどなんですね。4施設。大崎市は、大崎市のど真ん中にはないんですね。田尻なんですね。いわゆる多賀城、岩沼、大崎、川崎というのは保育所なんですよ。保育所に恐らく看護師とかそういう部屋を準備しているんだろうと思いますが、このことにつきましては国のほうからの補助制度ももらっているということで、恐らく保育園が対応しているのはその辺のところのカバーしているんじゃないかなと思っております。

その辺の体制整備にも時間がかかります。時間がかかると怒られますけれども、できるのであればお母さん方、

お父さん方が安心して子供を保育できる体制を整えたいと思います。整えたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まず医療体制の充実、それから町内で開業をしている医師会の方々の連携プレー、そしてまた子供を診てくれるお医者さんがいるということでございますけれども、やはりできるのであれば小児専門医が望ましいなとそういったことも十分に検討するというので、前任者も答えたと思いますけれども、やはりしっかりとした答えを出すために急いでまいりたいと思います。お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 答えについては、町長就任すぐでございますので、なかなか細部まで、今までの経験でいけばかなり詰めないでゴーサインを出さないのではないかと思いますけれども、このことにつきましては医療の体制をどうにかする、小児科医を連れてこないとだめだと言っていれば、涌谷町でそのことがどのように実現できる可能性があるのかなというそういう私たちは、町民としては思いがあるのではないかなと思います。今、現実困っている若い子育て世代の親たちが、子供は大事にしたい、けれども生活のために仕事を休むわけにはいかない、長い間休んだらどうなるかわからないというときに、まずは始めてみましょうという考えがあつてしかるべきでありますし、先ほど町長申されましたように、町のそういった形で子供を見ていただいている医師の方等のさまざまな話し合い等で、できれば早急を実現をしていただきたいと思います。

整備に時間がかかる、これは先ほど申しましたように、本当に立派な病院の診察室やそういった設備でなくてもできているところがあるわけでございますから、先ほど申されましたように田尻は保育所、間違いなく保育所です。涌谷町のさくらんぼこども園も立派な施設でございます、部屋もつくれるところがいっぱいあると思いますので、そういったところをまず早急にしていただくために何をしなければいけないかということを中心に考えながら、できる限り早く実施をしていただかないと、若者が涌谷に来る、涌谷に定住するということとがどんどんと遠のいていく、そう思いますので、その点についてもう一度お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 先ほど来、小児科医ということを申し上げました。扱っている、仙台市であります小児科だということなので、設置基準には小児科医を常駐ということは描かれておりません。現実には、さくらんぼこども園に看護師さんを1人配置しておりますけれども、できるのであれば新たな施設を設置するよりも、さくらんぼですと設置基準の中にあります調理室もございますので、それと兼用しながらさくらんぼこども園に集中させることも一つの方策ではないかと思いますが、現状では定数いっぱいの園児が入っておりますので、その辺の調節も必要かと思えます。そういった調節ができるのであれば設置したいと思いますが、その調整に要する時間をちょっといただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 時間、本当に長い時間は皆さん待ってられないと思いますので、早急に検討し、実施に移すようにぜひとも組織を挙げて、これは本当に子育て支援の若い人をどうするかということでございますので、実現をしていただくようにここで申し上げさせていただきます。

それでは、次に南幼稚園、八雲児童館をどのようにしていくかというところでございますけれども、先ほど来さまざまなことで学童保育の拡充等々ありまして、八雲児童館の建物のあり方、敷地のあり方も前々から議会の中では何度もご議論されていると思いますけれども、まず南幼稚園についてでございますけれども、園児が

少ない、なぜ少ないか。これは、延長保育Bがない。何で涌谷町に、この幼稚園だけないのかと。前には箕岳地区にはなかった。それが、箕岳地区にもできた。延長保育Bは人数が少ないからできないのかと。だったら、何か別なことを考えたらいいのではないかと私も考えてみました。八雲児童館とどこかで一緒にできないか。一緒にして、時間の共有もできるはずでございます。幼稚園と児童館の活動時間帯も幾らか違いますし、そういった中で八雲児童館をどのような形で今後存続させていくのかということについての考えをまずはお聞きいたしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 1回目の答弁で回答いたしましたとおり、八雲児童館、大変危険な建物でございます。それを改修するか、あるいはほかの場所に移転するか、あるいは既存施設と併設するかという考えがございます。今のところ、3者ともまだ結論を出しておるわけではございませんけれども、国の基準によりますと園児数を小さくすれば小施設でも可能だということも出ておりますので、それらの国の要件を見ながらしっかりとした対応をしてみたいと思います。

ほかの施設を有効に使うという手もございますので、今子供たちを預かっている施設もございますので、その辺のところを相談しながら進めていければいいのかとも思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ただいま町長から他の施設もということでございますけれども、涌谷町にも公共施設等でこれからどんどんとあいていくものもあればでございますけれども、そういったところの有効活用として、私は前者の質問にありました勤労青少年ホーム図書室構想、非常にいいんですけれども、あの近辺にもし出来川が破堤したら避難するところがない。八雲も南幼稚園も、もしかしてどこかに避難できるかできないかわからないようなところにあるわけでございますから、そういった形である勤労青少年ホームを児童館と幼稚園のそれこそ一体化された施設として再利用して、図書館は本当に涌谷町の誇れる図書館、これは別な私の質問項目になるんですけれども、そういったものにつくり上げていくべきだと思います。

私は、そういった考えの中でこれからどんどんと使わなくなっていく施設等ができれば、その施設の再利用等も考えて、この子育て支援策の中で利活用していくべきだと思いますけれども、その考えについてどのように考えておるのかお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 勤労青少年ホームというお話もございましたけれども、そこも利用できるかとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、大平議員さんもおっしゃいましたとおり、破堤のおそれがあった場合、要は水害のおそれがある。園児の安全をどうするのかという問題も出てまいりますので、一つの案だと思いますけれども、ほかの施設も探りながら検討してみたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 私も涌谷町の公共施設なりさまざまところを調べて回ったわけではございません。ただ、あの近辺で古い公民館がなくなって、少し広くて大丈夫なところといえば、勤労青少年ホームだけが目立つような存在になってきましたので、やっぱり子供の安心・安全を考えて、あそこの2階に避難できれば一時的な命は助かるであろうという考えから、これからの子育て支援施設は子供もさまざまな災害に見舞われて命をな

くしてしまうかもしれないということでございますので、もし考えて何とかするというのであれば、そのことを考えるべきだと私は思っておりますけれども、再度その部分も含めたお答えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 一つの考えとして受けとめさせていただきますが、施設の必要性については認識いたしております。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦労さまでした。

一般質問最後でございます。9番鈴木英雅君、一般質問席に登壇願います。

〔9番 鈴木英雅君登壇〕

○9番（鈴木英雅君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました一般質問をさせていただきますと思います。

8月の町長選挙で町民5,026人の信任を得て当選されました大橋信夫新町長の初めての議会であり、最後の一般質問をさせていただくことに対しまして、かなり緊張しております。よろしくお願ひいたしたいと思います。

当町、震災以降、ほとんどの町民の方々から聞いた話で、将来像が全然わからない。そして、ひどい言い方をしますと、当町、死に体状態で、町民の皆さんがこれではだめだとの強い思いで、今回大橋信夫町長を誕生させたものであります。選挙戦で、当時の大橋候補者そのものが活力のあるまちづくりを掲げて運動を行い、勝利を得ました。この活力のあるまちづくり、誰もが望む町の姿だと思っております。活力のあるまちづくりの具体的な考え、当町には大きく分けたいと3つの地域に区別されております。西地区、東地区、そして箕岳地区と。この3地域そのものが元気で活力のある姿を出してこそ初めて活力のあるまちづくりと思われませんが、まだ就任して間もない大橋町長、この4年間で思い描いていた活力のあるまちづくりの考え、思いをお聞かせいただければと思います。まず1回目、お願ひいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 9番鈴木英雅議員の一般質問にお答え申し上げます。

活力のあるまちづくりについて、西、東、箕岳地区という地区ごとの地域づくりの具体策というご質問でございますが、涌谷町は平成大合併の際に単独立町を選択し、広域合併した大崎市と比較しても区域は狭く、構構的にも町全体で大きな差異はないため、地区ごとの地域づくりには特色を出していくのはなかなか難しいと考えておりますが、地域づくりの主役は町民であり、地域の皆様方が主体的に考える地域づくりに対しましては積極的に支援してまいりたいと思っております。

特に、箕岳地区におきましては、今回の小学校統合により生ずる空き校舎の利活用につきましては、地域の皆様と十分に話し合い、よりよい方向づけをしてまいりたいと思っております。特に、私たちの意識の中では、中学校統合の話題の際に吉住地区で議会報告会を開かせていただきました。その際に、ある方から涌谷の方々には箕岳山を自分の角度からしか見ていない。箕岳地区に住む者にとっては、箕岳山全体が箕岳地区なんだと、そういった方向でこの地域を見させてほしいという厳しい意見をいただきました。なるほど、確かにそのとおりかなと。今の町の現況の施設あるいは公共の場、そういったものは全部、いわゆる西地区、東地区に集中している。このことにつきましては、ぜひともこの際に方向づけをしなければならないという思いは、選挙戦のさな

かにも訴えてまいりました。

そしてまた、今回学校統合によりまして公共施設があいてまいります。その施設の利用の方法につきましても、いろんな形で考えさせていただきました。幸い、民間による地域密着型デイサービス、調理室を利用した癒しの場と地域コミュニケーションづくりの計画も聞いておりますので、このような方向づけが明確になりましたらばしっかりと支援してまいりたいと思っております。

西地区におきましては、中心部の空き地対策、このことは以前から申し上げておりました。この空き地が、子供たちにどのような心理的影響を与えているのか。この光景を毎日見るならば、やはり涌谷町の姿がそのままで焼きついてしまうのではと非常に危惧いたしております。さらに、治安、防犯上からもこのような空き地が点在することは好ましいものではありません。きのう申し上げましたとおり、国の補助事業を利活用しながら、防犯カメラでありますとか、あるいは防犯対策のための照明灯の増設、こういうことも考えていかなければならないと思いますし、なおさらその土地の利用については福祉施設あるいは介護施設の利用も民間の方々からお声をいただいておりますので、ぜひその方向で進めることができたらというふうには考えております。

さらにまた、今回発生いたしました大水害に際しまして、江合川、出来川の治水対策は緊急性を要するところでございますので、その辺の方面を地域の方々としっかり議論しながら、国や県に対して速急にその対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

東地区におきましては、土地の形状がいわゆる山手の岩盤のしっかりした土地がございます。そしてまた、水田もございますが、いわゆるこの土地を有効活用できないかということも考えてございます。団地化できるものは団地化して、町の発展に役立つものであれば、ぜひその方向で国県の指導を仰ぎながら方向づけをしてまいりたいと思っております。

その際にも議会の皆様方、議員の皆様方には隠すことなくご相談申し上げ、いろんなご意見を頂戴いたしたいと思っておりますので、議員の皆様方のなお一層のご理解、ご指導をお願い申し上げ、答弁いたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） ただいま町長から具体的な説明をいただきました。

まず、西地区でございますけれども、かねて商工会の役員さん方との話し合いが町当局とありました。そのときに結構、傍聴させていただきましたけれども、商工会関係の役員さん方、かなり町のことを真剣に考えているなどそのような思いをしておったのに対して、町そのもので何か一方的に蹴散らしたような、言い方は失礼ですけれども、そのようなことを今思い出しております。ということは、震災以降、町長も話されましたけれども、中心市街地かなり歯抜け状態、失礼な言い方になると思うんですけれども、歯抜け状態の状況で、当町においでいただいた町外の方々が、昔の涌谷町の活力のある時代、町の中心部を通って城山に行ったそういうときの思いを胸に町に入ったときのその現在の町を見て、かなりがっかりした、何ひとつ町として手をかけていない、そういう姿を町内の皆さんが目にしております。

町長が、その空き地をある程度整理して、それで福祉施設、介護施設、そういうような話を今まで何度となく町当局のほうにも話しておりましたけれども、何ひとつ形がついていないということがかなりショックでございます。そのような形で、新町長が活力あるまちづくりを掲げて、先ほども言いましたけれども、当選なさ

れました。ここで、昔のにぎやかな涌谷の中心部、中心市街地をぜひとも取り戻さなければならないというよ
うな思いで、今一般質問をさせていただいております。

いろいろ関係があると思います。町がいかに元気、そして活力のある、そういう町を構築、つくることにより
まして、我々今議会、人口増加策をいろいろ議論してまいりました。いろんな地域を視察してまいりました。
その中で、委員会として町そのものに対しての提言、提案してきたものに対しまして、それも何ひとつ具現化
しておりません。そういうこともございますので、まず中心市街地、涌谷の3地区の西地区を何とか、昔本当
に元気なころの町と言っても多少なりとも無理なところはあるかもわかりませんが、そこら辺のところ
をきちっとした方向性を示して、活力のあるまちづくりにいそしんでいただければと思います。

ただ、中心市街地だけに活力があればいいのか、そういうような私は思いだけではございません。涌谷町全域、
西地区そして東地区、箕岳地区といろいろ特徴に富んだ3地区でございますので、その3地区の特徴を生かし
た活力のあるまちづくりそのものを考えていただきまして、事業を進めていただければと思います。

東地区においては、医療センターを核に天平の湯、ございます。そして、上郡のほうには特老万葉苑さんもご
ざいます。そのような感じで、医療センターを核にした健康と福祉の丘、あの辺を核とした活力のあるまちづ
くり、企業誘致もしかりだと思います。そういうような方向性をきちっと示していただきまして、東地区は東
地区なりの活力のある地域づくり。

そして、箕岳は箕岳で、先ほど町長に1回目の答弁をいただきましたけれども、来年の4月になれば両小学校
の校舎、校地があきます。そのときに、今回の所信表明にもありますけれども、箕岳地区においては地域密着
型とも見えるデイサービス、そういうデイサービスとかグループホームとか、そういうお年寄りのよりどころ
となるようなそういうことも考えていただきたい。

そして、各小学校には調理室もございます。その調理室をうまく利用した、例えば6次化に向けた地域の女性
の方々の知恵、経験を借りた6次化の料理的なものを考える施設、いろんなことが考えられると思いますけれ
ども、再度、町長、もう少し具体的な考えがございましたら、考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 鈴木議員、町を案じる心はそのとおりかと思えます。それで、先日、知事の地方創生の会
議に行つてまいりました。その中で、知事は宮城県の地方創生は少子化対策と定住化対策であると。少子化対
策につきましては女性の活躍の場、医師不足対策、それから定住化対策につきましては雇用対策と高齢化対策。

今、鈴木議員、箕岳地区の現況を話されました。私はそのとおりかと思えます。さらに、所信表明でも述べさ
せていただきましたけれども、これからの包括ケアは施設に偏ったものじゃなくて地域密着型、いわゆる提案
いただきました施設を利用したデイサービス、グループホームを行っていく。その際に、さあデイサービスで
すよ、さあグループホームですよというんじゃなくて、地域の方々がお茶っこ飲みをしながら「あの人どうな
ったべね」「だら、ここ連れてけすか」とか、あるいは手作りのお菓子を持ち寄りながら、地域全体でその
地域に住む老人の方々と一緒に楽しむ、そういったシステムをこれから生み続けていくんだということを知事
は申し上げております。私もそのとおりかと思ひまして、所信表明に書かせていただきました。あの施設を利
用しながら、箕岳地区ににぎわいを取り戻したい。

いわゆる中学生が箕岳地区からバスで涌中に来るんですね。そうすると、中学生の姿が見えないと。以前は、

目の前を中学生が自転車で笹中を通ったと。それがない。何となく、実際に笹岳地区が寂しくなった。そんなことがないように、もう一度にぎわいの持てる場所を何とかできないかというお声もいただいてまいりましたので、そのところは十分に考えていきたいというふうに思っております。なおかつ、そういったお声がけをいただいておりますので、そのお声がけを持っている方々に町としても支援できるものを探していきたいというふうに思っております。

町の中心部、何回も申し上げておりますとおり、あの空き地は子供の心理にはよいものでございません。鈴木議員おっしゃるとおりでございます、そこへ施設をどうこうということも考えてございます。この点につきましても、今、笹岳地区の話も申し上げましたけれども、そういった形で進めていくのかなというふうに考えております。あの空き地をぜひそういった公共用地に使えることは、なおさら、できるのであればデイサービスの場所とか、あるいはグループホームの場所でありますとか、そういったにぎわいの持てる場所にしていければなというふうに思っております。

東につきましては、鈴木議員おっしゃるとおりの地形でございますので、十分認識いたしております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） ぜひ町長、この所信表明にもありますけれども、県国をとにかく、言い方は失礼ですけども、うまく利用するところは利用して、町長が今まで築いてきた県国のパイプをフルに利用していただきたい、そのような思いでございます。

そして、先ほど2回目の答弁の中で、町長は笹岳地域の子供たちの話をなされましたけれども、笹岳地域は確かに中学校の子供たちが、中学校を統合してから姿が見えなくなりました。それで、姿を見ると、スクールバスの乗降する場所だけにしか、日中は子供たちを見るところがございません。

それで、ひとつ、ある方と言ったら失礼なんですけれども、提案がございました。旧笹岳中学校で白山豊年踊りの一環の授業といたしまして、子供たちが田植えをして、稲刈りをして、脱穀をして、そして自分たちで文化祭で餅をついて収穫の喜びを味わった、そういうことがございました。今、笹岳の子供たちが涌谷中学校に来ているわけでございますけれども、春もしくは秋、田植えの時期とか稲刈りの時期に、笹岳の場所に来て、そして笹岳の地で田植えをすとか稲刈りをする、そういう姿をできれば笹岳地域の我々の先輩方に見ただければ、笹岳の地域の皆さんもすごく喜んでくれるのかなと。そして、子供たちも初めてそういう一貫した作業をやることによって、白山豊年踊りとかも納得できて演舞できるのかな、そのような思いもございまして、そこら辺のところ、教育委員会笠間教育長にも何か話をしたような記憶はございますけれども、そこら辺をとにかく活力のある町を再構築するためには、いろんなリスクがあると思います。それを町長だから、教育長だから頼むというんじゃなくて、参与席に座っている課長さん方、とにかく役割分担でできることは進んでやっていただく、そして我々住民も議員もできることはやりますから、振るところは振っていただきたい、そのような思いでございます。

といっても、町長がこの町のトップで、首長でございますので、町長の発信いかんでは「これをやってけろ」と語られれば「やります」、その発進のもとになってきちっとした活力のあるまちづくりを推し進めていただければ、町民、地域住民の皆さんは納得してくれるのかな、そのような思いでございますので、再度、しつこいことはあとと言いません。最後に、町長の力強い思いを話し聞かせていただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 大変貴重なご意見ありがとうございました。

まちづくりにつきましては、にぎわいづくりも含めてですけれども、各担当課だけの仕事じゃないということは、私も十分認識いたしております。過日、町の発展のために、そしてまたまちづくりのために課の垣根を越えて業務に当たってほしいということで、医療センターの課長は間に合わなかったんですけれども、この役所内の全課の課長さんを集めまして、とにかく全庁体制でやれという指令を出しております。教育委員会であれ行政部門であれ、そういった垣根を飛び越えてまちづくりのために知恵とアイデアと汗を流してほしいということをお願いしたので、その点ご報告を申し上げておきます。

それから、白山の実習の件、なかなかいいお話でございますので、具体的なデザインがありましたら後でお聞かせいただければと思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で一般質問を終了いたします。

昼食のため休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

ここでお知らせいたします。加藤 紀議員、体調不良のため早退という届け出が出ております。

◇

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、同意第6号 副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 同意第6号の提案の理由を申し上げます。

不在となっておりました涌谷町副町長に、佐々木忠弘氏を平成27年10月1日から選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し直ちに採決いたします。

同意第6号 副町長の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、同意第6号 副町長の選任については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、同意第7号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 同意第7号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町監査委員柳渕 茂氏は、平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、後任として遠藤要之助氏を涌谷町監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し直ちに採決いたします。

同意第7号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、同意第7号 監査委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、同意第8号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 同意第8号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員三浦治聰氏は、平成27年8月31日をもって辞職願が出され受理いたしましたので、新たに佐々木一彦氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し直ちに採決いたします。

同意第8号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、同意第8号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、同意第9号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 同意第9号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員安住功二氏は、平成27年10月20日をもって任期満了となりますが、引き続き安住功二氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めます。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し直ちに採決いたします。

同意第9号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、同意第9号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、同意第10号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 同意第10号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員戸田康子氏は、平成27年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き戸田康子氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めます。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し直ちに採決いたします。

同意第10号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、同意第10号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

◇

◎同意第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 同意第11号の提案の理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員相馬秀夫氏は、平成27年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き相馬秀夫氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し直ちに採決いたします。

同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、同意第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

なお、同意を得られました副町長、監査委員、教育委員会委員の皆様には、30日本会議の午後に挨拶をいただく予定となっておりますので、承知願います。

◇

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第62号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第62号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から一部施行されることに伴い、特定個人情報の取り扱い等を定めるものでござい

す。また、死亡者の個人情報について遺族に限り開示を請求できるよう条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の7ページをお開きください。

議案第62号 浦谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、今回の条例の一部改正の内容は、提案理由で述べたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と呼びます。その番号法が、本年10月5日から一部施行されることに伴い、特定個人情報の取り扱い等を定め、また死亡者、死者の個人情報について遺族に限り開示を請求できるよう条例の一部改正を行うものでございます。

なお、条例中に出てきます特定個人情報については、番号法で規定しているんですけども、個人番号をその内容に含む個人情報のことを言います。

それでは、まず第1条の目的ですが、右側、改正後を見ていただきたいんですけども、この条例の対象となる個人情報に、下のほう、第2条の定義で加えている第2号の特定個人情報をまず含めております。

続きまして、第2条の定義ですが、まず第1項第1号で個人情報の定義の見直しを行うものでございます。「生存する」という文言を削除することにより、死者の情報についても個人情報に含めようとするものでございます。

次に、第2項では特定個人情報、第3項では情報提供等記録、それから2ページにまいりまして、第4号では特定個人情報ファイルについて番号法に規定する内容をそれぞれ追加で定義しております。

また、その下、第9号で本人の定義中、個人情報に特定個人情報を含めております。

同じく、第3条にも特定個人情報を含めております。

次の第6条の2から第6条の4第3項までは、今回追加されたもので、それぞれ2ページの第6条の2では特定個人情報保護評価、第6条の3では特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、それから4ページ目にまいりまして、第6条の4では特定個人情報ファイル後の作成及び公表が規定されております。

それから、次、5ページ目ですけども、第8条は今回追加された特定個人情報以外の従来の個人情報の利用及び提供の宣言についての文言整理でございます。

それから、6ページの第8条の2及び第8条の3は、特定個人情報の利用の制限及び提供の制限を規定しております。

次の6ページ、下のほう、第9条から7ページ、これも下のほうですけども、第15条第1項までは、今回追加された特定個人情報を従来の個人情報に含める、それから除くということをそれぞれの条で文言の整理をいたしております。

次に、8ページ、第15条第2項第1号では、自己に係る個人情報の開示請求ができるのは、従来どおり法定代理人であることに加えまして、第2号で自己に係る特定個人情報の開示請求ができるのは、代理人としております。

次に、第3項では、死者の個人情報の開示請求ができる遺族について具体的に明示いたしております。

次に、第16条第2項では、第15条第2項の改正を受けて開示請求できる代理人の範囲を広げております。

また、第18条から9ページの第26条までは、特定個人情報に係る開示請求や決定等の期間を各条文に追加しております。

なお、第23条第2項は、訂正請求権に係る当事者の範囲の見直しをしております。

それから、10ページにまいりまして、上のほうです。第26条の2では、情報提供等記録の提供先等への通知について追加で規定し、第27条においては利用停止請求権に関して個人情報の利用の停止または消去、提供の停止の請求権を追加するとともに、文言等の整理をしております。

なお、11ページの中ごろ、第30条以降、12ページの第40条までは、改正された法律や条文の引用等による文言整理となっております。

それでは、議案書13ページをお開きください。

一番下、附則でございます。施行期日でございますが、14ページをお開きください。

施行期日については、1項に書いてございます。読みます。「この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する」ということで、(1)につきましては公布の日でございます。(2)につきましては、番号法の施行の日でございます。(3)につきましては、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日となるものでございます。

なお、経過措置がございまして、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） せっかく個人情報保護条例の改正ということなんですけれども、特に個人情報、今までの使い方を見ると一番問題なのは、災害時の要支援者の救護の関係で個人情報がいろいろあるわけですね。関係が。それで、個人情報保護条例と、災害だから災害対策基本法とありますね。そして、災害対策基本法と条例もつくっているところはいっぱいあるんですけれども、涌谷町にはないんですか。災害対策基本条例というのは。

調べて見ると、涌谷町には歴史で見ますと、河川防災センター条例とか災害対策本部条例、防災会議水防協議会条例、これしかないんですよ。ですから、私は要するに災害対策基本法に平仄と、つじつまを合わせるような災害対策基本条例というのをつくるべきでないかと思うんですよ。そして、一番問題になるのは、災害対策基本法というのは防災計画や災害発生時の措置及び対処などを定める法律なんですよ。そして、いろいろ調べてみると、国は平成18年災害時要援護者の避難支援ガイドラインを示して、市町村にその取り組みを周知してきたとあるんですが、さっき言ったように涌谷町では基本条例というのをつくっていないんですよ。ですから、基本条例をつくって、要支援者の名簿というのはつくらなきゃいけないと思うんですよ。涌谷町では、その要支援者の名簿というのをつくっているんですか。作成しているんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 災害要支援者名簿の関係でございますが、今年

度、名簿として作成しております。それで、対象者を絞りまして、本人に通知させていただいて、通常時から、平時から名簿を開示してもいいですかと、その開示は支援をする方、地域の防災組織であったり、福祉委員であったり、そういった方に名簿を公表していいですかということで、本人の同意をいただいて名簿を作成して、今回福祉マップという形での作成までいたしております。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 今、課長から答弁もらったんですけども、国は災害時に自力で避難できない障害者や高齢者などの災害時要援護者の支援が適切に行われなかったという東日本大震災の教訓を踏まえて、法律を改正しているんですよね。そして、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけているんですよね。それで、涌谷町ではそういう名簿をちゃんとつくって、そしてあと要支援者というのは変わる可能性もあるから、そいつの見直しというのはどういう期間で見直しをしているんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 名簿につきましては、通常1年に1回マップづくりで、名簿を確認してマップづくりをします。マップにつきましては、名簿同意者以外にもこちらから手助けをしなければならない方も、マップでは入っております。その部分で、あとは通常、もう日常でこの変化は地域で捉えていただく、あるいは町に同意をさらにいただいた方については各地域へ情報を伝達する形で考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 当町には、災害対策基本条例というのはないから、災害時の避難行動要支援者対策というのは、個人情報保護条例で対応してきたと思うんですよね。災害時に自力で避難することができない住民の安全に責任を持つというのは、国ではなく、やっぱり要支援者の身近にある市町村なんだろうと思うんです。ですから、私、いろいろ個人情報保護条例7条、8条、10条、11条、12条、14条など、これで、規制で市町村はみずからつくった条例に縛られて、要支援者に対する情報提供や避難の支援が十分に行われなかったというのが大部分の、東日本大震災であったと思うんです。それで、国のほうではそういう名簿を作成する義務を市町村に求めているんですよね。

そして、その点、改正災害対策基本法49条には、避難行動要支援者名簿の作成について避難行動支援者の範囲、名簿の記載事項、市町村における情報の適正管理、避難支援関係者への事前の名簿情報の提供など、基本的に法律の49条で改訂しているんですよね。そして、避難行動支援者に対する情報については、守秘義務を課す、そういう規制はあるんですが、今までより、より積極的に避難支援を実行性あるものにするために、これから本人の同意がなくても平常時から名簿情報というのを外部に提供できる旨というのは、災害対策基本条例で示しているところはいっぱいあるんですよね。ですから、私は本人の同意を得なくてもそういう情報を出せるように、基本条例をつくってちゃんと規定しておく必要があると思うんですが、そういうことは涌谷町では考えていないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 福祉課長でいいのか、最初のほうだけ私のほうで答弁させていただきます。

平常時から公開につきましては、福祉サイドでは現在考えておりません。

それで、災害が発生したときは、とにかくそういうことはなくして、全部公開で出します。そういったことを前提に、対象の方からは同意をいただいております。そういったことで、あとはその名簿公開の方からも守秘義務という形の同意、文書でいただいております。

それから、先ほど、ちょっと資料は持っていませんけれども、法律関係につきましては記載しなければならないのは防災計画の中できちとうたっていかなければならないんですが、ただ順番、今は逆になっていまして、とにかく震災があった場合、そういった名簿を活用しなければならない形で、名簿のほうとマップのほうを先に進めています。

それで、そういった部分については防災計画にきちっと反映させていこうと福祉サイドでは考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） ただいま、大変な、大事なご指摘を受けました。それで、災害対策基本法ですか、そこまでちょっと細かいところを承知しておりませんで、大変申しわけございません。その中身をこれから読ませていただきまして、どうしても町としまして基本条例を策定しなければならない部分があれば、それは必要に応じて策定しなければいけないんだろうと思いますので、そのところは検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 3回ですが。終わりですが。（「ああ、3回になったの」の声あり）はい、終わりました。（「もう1回ぐるっといいですか」の声あり）何ですか。（「とにかく誰もいないようだから」の声あり）いやいや、3回だけです。（「せっかく改正のことをね」の声あり）町長、今のことで答弁、特にありますか。いいですか。

○町長（大橋信夫君） ただいま総務課長申し上げましたとおり、未整備なところがございましたらば、整備することにやぶさかではございません。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。よって、議案第62号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第63の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第63号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び涌谷町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） では、議案第63号で提案いたしております、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び涌谷町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の提案の理由を申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されることに伴い、関連する条例について一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の15ページをお開きください。

議案第63号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び涌谷町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例です。

こちら新旧対照表で説明しますので、新旧対照表13ページをお開きください。

まず、提案理由で申し上げましたとおり、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の主要部分が平成27年10月1日から施行されますが、その主な内容としましては、4つほど挙げますけれども、まず厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。これが1つでございます。

次に、共済年金と厚生年金との制度的な違いは、基本的に厚生年金にそろえて解消すること。

それから、次に、また共済年金の保険料を上げ、厚生年金の保険料率に統一すること。

それから、共済年金の職域部分というのがあるんですが、そこは廃止とし、廃止後の新たな年金は別に法律で定めるといったこういった改正内容に従いまして、関連条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の13ページをお開きください。

第1条関係です。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、新旧対照表です。改正前の附則第5条で、次の14ページをお開きください。

この表の真ん中あたりの下線部分、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による「障害共済年金」が削除され、右側の改正後ですけれども、「障害厚生年金」に統一されております。

その下の障害補償年金では、「障害共済年金」が削除され、改正後では「障害厚生年金」に統一されております。

また、15ページに移りまして、表の下の方ですけれども、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による「遺族共済年金」が削除され、改正後は「遺族厚生年金」に統一されるものでございます。

16ページをお開きください。

上の表ですけれども、改正前の「障害共済年金」が削除され、改正後は「障害厚生年金」に統一されております。

次に、下の表をごらんください。第2条関係ですけれども、涌谷町職員の再任用に関する条例、新旧対照表で

す。附則で引用する法律名の変更を行うものでございます。

それでは、議案書の15ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を平成27年10月1日とするものでございます。

それから、16ページをお開きください。

第2項としまして、公務災害補償等条例について一元化法施行前の適用についての経過措置を規定し、第3項としまして追加費用を有する場合の適用に関して規定を整理するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び涌谷町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び涌谷町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第64の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第10、議案第64号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） では、議案第64号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日から一部施行されることに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤釈雄君） 町民生活課長。

○町民生活課長（牛渡俊元君） それでは、議案書の18ページをお開きください。

説明につきましては、新旧対照表の一番最後、17ページになります。

これは、いわゆる個人番号法の施行に伴いまして、第2条19号中の住民基本台帳カードを個人番号カードに改め、再発行手数料500円を800円に改めるものでございます。

それから、29号に通知カードの再交付手数料、1枚につき500円を加えるものです。

議案書の18ページにお戻りください。

附則でございますが、施行日につきましては平成28年1月1日からの施行とするということで、ただし29号の改正につきましては平成27年10月5日からの施行とするものです。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第11、議案第65号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第65号 工事請負契約の変更契約の締結について、平成27年度旧篁岳中学校改修工事の提案の理由を申し上げます。

本案は、7月会議において契約の議決をいただきました旧篁岳中学校改修工事を変更するものでございます。

本契約は、株式会社北陵建設と契約額を1,966万6,800円増の2億2,427万2,800円で平成27年9月8日に仮契約を締結したところでございますが、その契約について議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） それでは、議案書19ページをお開き願います。

議案第65号 工事請負契約の変更契約の締結について。

平成27年度旧篁岳中学校改修工事について、下記のとおり請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 平成27年度旧篁岳中学校改修工事。
- 2、契約金額 変更前2億460万6,000円、変更後2億2,427万2,800円。
- 3、契約の相手方 宮城県大崎市古川稲葉字大江向187番地の1、株式会社北陵建設代表取締役金野清久。

平成27年9月24日提出。涌谷町長。

それでは、議案第65号の説明ということで、定例会9月会議資料2ページをお開き願いたいと思います。

2ページにつきましては、旧箕岳中学校改修工事の配置図でございます。今回、赤字で書かれておりますものが追加工事となるものでございます。主なものについて説明させていただきますが、ページの左下のほうに武道館がございますが、その上にあります校門前の通路にガードレールの設置、それから校門門柱に校名板を設置するものでございます。

それから、プールの右側ですね。右側にプールがございますけれども、プールの左側にバックネットがあります。これは、十数年前にソフトボール部の親の方々が設置したもので、その親の方々から簡易なつくりのため、何かあったら大変なのでできれば撤去してほしいというお話がありましたので、今回撤去し、新たに設置しようとするものでございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

このページにつきましては、校舎の1階と2階の平面図でございます。下のほうの図面、1階になりますけれども、左側の保健室の一面に給食用のダムウォーターを設置し、給食運搬時の安全を確保しようとするものでございます。

それから、ダムウォーターの上のほうのちょっと右側のほうに更衣室がございますが、これは現在畳敷きの部屋で傷みがひどくなっており、また男女の仕切りはあるものの扉のかわりにカーテンを使用しているなど大変支障を来しておりましたので、今回フロア敷きの部屋に改修しようとするものでございます。

それから、更衣室の右側に機械室がございまして、これまで受水槽がありましたが、今後使用することがないということで解体撤去するものでございます。

2階部分につきましては、調理室の準備室がダムウォーターの位置になるものでございます。

それでは、次のページをお開き願います。

3ページにつきましては、3階の部分になりますけれども、これも左側のほうにあります理科室の準備室の一面にダムウォーターが配置されるということになります。

このほか、ページの右下のほうに赤書きでされておりますように、各教室の名札の新設、それから構内什器備品の撤去処分、放送設備の不良改修が今回の追加工事の主な内容となっております。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） まずもって、この工事なんですが、前にも200万円くらいのやつがあったかというふうに記憶しておりまして、それは違ったっけか。（「今回初めてです」の声あり）ああ、そうですか。

要は、入札制度について前にも何度も何度も、建設課を含めて、災害公営住宅から含めて、入札制度がこれでもいいのかということで言ってきた経緯がございます。その旨、もう一度言いますけれども、要は入札というものはやっぱりその設計に基づいて入札があって、入札業者が何件かあって、それで予定価格に近いところが落札するというふうな形の中で、今回みたく設計変更ですというからいいんじゃないかと、当初から見込めるものは設計に入れるべきだったろうと私は思います。その辺についてはどうだったんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） お答えいたします。

今、門田議員さんのほうからご質問ありましたとおり、今回の追加工事におきましても当初から見込みが立てられるものもございました。今回の追加工事の一番大きなものとしたしましては、給食用のダムウェーターというふうなことが新たに追加となったもので、このことにつきましては当初予定されていなかったということで、今後当初から見込まれるものにつきましては、当然その設計段階から組み込んで、どうしても改修なりをやっている中で必要な部分については変更契約のほうをお願いするといったほうにさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） そのとおりだろうというふうに思います。やっぱり今後もいろいろな施設において改修工事等が出てきます。町長の所信表明の中にもいろいろな施設の部分でありますから、または今後の学校の空き校舎についてもいろいろな施設が考えられます。そういった部分で、やっぱり当初から見込めるものは、忘れてきちんとしてやっていただいて、やっぱりまた後でというのは、バックネットみたいにこういう災害が起きるかもしれないということで予想がつかなかった部分についてはしようがないと思いますけれども、やっぱり今後はそういったことのないように。

それと、やっぱり入札というものは正直、前にも言ったんですけども、何業者かが出て、その中で予定価格に近いところをとるわけですけども、あたりの人から誤解を招くんですけども、安くとって後からもらえばいいんだというような感覚に見られると困るんですよ。だから、そういうことのないように私はいつも言っているわけです。

だから、今回についても最初から、当初からわかるのであれば、組み込んでいけば、もっと安い金額、1,966万6,800円かからないで入ったかもしれない。入札のときに最初から入っていれば。ということもありますから、ぜひ今後そういうことを踏まえて、町長にはその辺を注意していただければありがたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 入札のことにつきましては、見込めるものは、当初から見込めるものは本来の契約の仕方だと思っています。私も営業の経験がございますので、その辺の緊張感はしっかりと保つように指示いたしたいと思います。お願いします。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。4番。

○4番（久 勉君） 4ページに校内什器備品撤去処分というのがありますけれども、何か聞こえてきたのが、中学生が使う例えばハードルであるとか、あるいはバレーボールの鉄柱とか、そういったのが不要なものとして、要らないものとして校舎の中にたくさんあったということなんです、それでその建設会社と契約するというのはおかしいことでないのかなと思いますけれども。結局、要らないものってごみですわね、そうなったらね。それは、やっぱりごみ業者にあらかじめ処分させておいて、そこで工事契約するのが順序でないかなと思いますが、その辺はいかがだったのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 4番久議員さんのご質問でございますが、今回の什器備品等でございますけれども、校内にありますこれまで使っていた備品、ちょっと今お話にもありましたバレーボー

ルの支柱でありますとか、それ以外にも技術室で使われていた木製のいすとかが何十脚とかというふうにあったわけですが、使えるものにつきましては各学校さんのほうに引き取ってもらいました。それ以外にも使えるものとして、今お話にあったようなバレーボールの支柱であるとか体育備品ですか、そういったものについては今回の処分には含めておりません。

それは、小学校というふうな形になりますけれども、そういったバレーボールの支柱ですとかというのは、今後地域の方での使用ということも考えられますので、その分については今回の処分には含まれていないんですけれども、処分が多いのが木製の戸棚とかいすとかスチール書棚といったものですね。あと、先ほどお話ししましたような木製のいすとかというのが、大きなものでございました。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） やっぱおかしいんじゃないですか。木製のいすとか戸棚とかスチールの書棚、あるいは木製の戸棚とか。作りつけのものだったら、それはしょうがないですよ。ただ、いすとかなんとかだったら、先に処分するのが、ごみ処理するのが、常識的に考えたらそうじゃないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） このことにつきましても、先ほどの門田議員さんと同じように、設計する、事業をやる前にある程度精査をして、要る要らないというものを選別しておけばよかったところなんでしょうけれども、実際のところ工事が始まると決まってから各学校のほうで、学校の先生方からこのものについては要る要らないというふうな選別をさせていただいて、今回のその処分というふうになったものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。9番。

○9番（鈴木英雅君） 旧箕岳中学校の改修ですけれども、早速今始まっております。それで、きのうだったんですけれども、ふとこの工事に携わっている方とちょっと話しする機会がありまして、教えていただいたんですけれども、石綿が吹きつけになっている。それで、旧公民館も解体するときにアスベストが出たという話で、そして追加で予算組みした記憶があるんですけれども、多分旧公民館と同じような施工方法で昭和四十、たしか五、六年に手をかけた、この旧箕岳中学校の校舎だったと思うんですけれども、アスベストとかそういうのは、確認はしていますか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） このことにつきましては、つい最近、話を……。含まれているんじゃないかというふうなお話でした。今現在、その詳細について調査をしてもらっているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 含まれているかもわからないということなので、とにかく間違いなく、アスベストが入っていればもちろんそのとおり、体に入ればもちろん害ですので、子供たちがとにかく集う教育の場なので、できるだけそういう安心して、安全な施設にしていただければと思う願いでこのような質問をさせていただきましたので、その辺十二分に注意していただきまして、アスベスト問題から何も考えなくてもいいような、そういう改修工事にしていただければと思います。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） ご心配いただきありがとうございます。

今現在、調査させていただいているところなんですけれども、出てこないのが一番なんです、万が一そのような状態になりましたら、やはりそれなりの対応をしなければならないということになると思いますので、その際にはまたよろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。2番。

○2番（只野 順君） 今回、ダムウェーターもということで、学校給食に関することなんです、この給食を2階から3階、あるいは上に上げるということで工事設計しているようでございせんけれども、下に給食室を設けて、そして全児童が集えるような給食室をというお話はありせんでしたでしょうか。それをまず1点、お聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） ランチルームということでしょうか。実際、この改修に当たってそういったランチルームという話については、ございせんでした。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（只野 順君） 学校給食というか、給食を箕岳まで運ぶ、あるいは今後寒くなる。そうすると、温かいものも冷たいものとして食べなければならないような状況に、子供たちの給食というか、そういう状況に置くのかということとか、あるいは上に上げたり下げたりするような手間をかけてやるのであれば、下の空き教室的なものがスペースとしてあると思うんですよ。中学校でね。それに対しての考え方をきちっと持って設計したのかどうか、あるいは親御さんのそういった意見も取り入れて考えたのかどうかをもう1回お聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） お答えいたします。

今回の改修工事につきまして、旧箕岳中学校から小学校に変えるわけなんですけれども、特段空き教室になるという部分につきましては、1部屋だけですね。今回の改修の中で、3階の1教室が少人数教室みたいな形で使用できるんじゃないかということで考えられていますけれども、特段空き教室というものは、今回の改修では出てまいりませんでした。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（只野 順君） それでは、子供たちを育てるためにやはり食の教育も必要だと思いますし、町長も食育に力を入れていくようでございせんので、やはりランチルームを含めた、やっぱり箕岳小学校、箕岳地区の小学校ですね。今度は箕岳白山小学校となりますけれども、そういった子どもたちにやはり温かい心で食べ物、あるいはそういった教育環境をつくるべきだと思いますので、それだけ一言つけ加えさせて終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 食育というんですかね、実際のところ旧箕岳中学校で、空き教室ではないんですけれども、武道館というのがございせん。その武道館の使用につきましては、今後学童クラブですとかいろいろ今後の使用について子供会議等々でこれから検討していこうというところでございせんけれども、そういった大きな部屋がないこともないので、週2回とか月2回とかというふうな形でのランチル

一面的なものではできるとは思いますけれども、その辺につきましては現場の学校等との協議等を行って考えていきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第65号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました



◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第66号 平成26年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第66号 平成26年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により平成26年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金2億5,463万6,850円のうち、2億円を減債積立金へ、5,460万円を建設改良積立金へそれぞれ積み立てし、3万6,850円については繰越利益剰余金として次年度へ繰り越すことについて議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第66号 平成26年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

20ページをお開きください。

議案第66号 平成26年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金2億5,463万6,850円を、別紙のとおり処分することについて議会の議決を求める。

それでは、21ページのほうをごらんいただきたいと思います。

平成26年度の涌谷町水道事業剰余金の処分計算書でございます。昨年度から公営企業会計へ移行してござい

て、そのため決算項目等も変更になっております。そのため、固定資産償却制度の見直し等も入りまして、未処分利益が増大したものでございます。当年度末の未処分利益剰余金額は2億5,463万6,850円となっており、うち2億5,460万円の処分をお願いするものでございます。

処分の内訳といたしましては、減債積立金に2億円、建設改良積立金に5,460万円を充てるもので、債務償還及び将来の水道施設改築のための積み立てを行い、経営の安定化を図るものです。

なお、積み立て後の残高は、減債積立金といたしまして2億5,358万5,740円、建設改良積立金は1億305万9,516円となります。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号 平成26年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 平成26年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は2時15分といたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎認定第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、認定第1号 平成26年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） それでは、提案理由の説明をいたします。

認定第1号 平成26年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は平成26年度涌谷町各会計の歳入歳出について、決算が終了いたしましたので決算書及び附属書類を添えてその認定を求めるものでございます。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

歳入決算額は84億6,086万7,000円、歳出決算額は81億2,511万8,000円となり、歳入歳出差し引きから繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額は1億4,586万1,000円となったところでございます。

まず、歳入におきましては、町税や震災からの回復が見られ、町民税所得割の増額や家屋の新築、設備投資が徐々にふえてきたこと等により町民税及び固定資産税全体で若干の増額となり、町税全体としては前年度対比0.5%、775万5,000円の増となりました。地方交付税におきましては、涌谷公民館災害復旧事業に対する震災復興特別交付税の交付があり増額となりました。また、国庫支出金につきましては、震災復興交付金などの減額により41.2%の減となりましたが、県支出金につきましては農業関係の補助金等の増額により3.8%の増となったところでございます。繰入金におきましては、震災復興基金繰入金の減額により65.4%の大幅な減となっております。町債におきましては、借換債の減額によりまして41.8%の大幅な減となったものでございます。

歳出につきましては、第4次総合計画のまちづくり基本方針に基づいて申し上げます。

まず、教育と文化のまちづくりについてでございます。

幼児教育につきましては、幼保一元化施設さくらんぼこども園により保育所と幼稚園の利点を生かした多様な保育ニーズに応じたサービスの提供を行うとともに、特に低年齢児の待機児童ゼロに努めてまいりました。また、昨年4月箕岳幼稚園の施設を利用した新生ののだけ幼稚園における長時間預かり保育の実施や小里幼稚園の施設を利用した放課後学童保育を実施し、町内全域における子育て支援の充実と児童の健全育成に努めてまいりました。

学校教育につきましては、涌谷町教育基本方針に基づき幼児、児童、生徒が生きる力を育むことを目指し、26年度におきましても引き続き志教育に取り組んでまいりました。中学校の統合につきましては、保護者の皆様方や地域の皆様方等のご支援とご協力をいただきながら準備を進め、本年4月に新生涌谷中学校を開校することができました。また、中学校統合に向けた校舎改修事業や給食センターボイラー増設事業を実施するなど、教育環境の改善に努めてまいりました。

生涯教育におきましては、東日本大震災により被災した涌谷公民館の建設工事を進め、本年4月から供用を開始いたしております。社会教育事業につきましては、シニアを対象とした生きがいつくり事業や家庭教育支援事業を実施したほか、青少年の健全育成、地域の魅力ある芸術文化の伝承と創造等の支援を引き続きするとともに、施設利用者の不測の事態に備え体育館にAEDを設置いたしました。また、元気わくやふれあい町づくり事業としての協働教育プラットフォーム事業や学校放課後子ども教室推進事業につきましても継続実施いたしましたところでございます。

次に、健康と福祉の丘のまちづくりについて申し上げます。

まず、健康づくりにつきましては、第2次わくや健康ステップ21計画に基づき、26年度は特に食生活の改善を重点推進項目としながら特定健診の受診率の向上に向け、国保病院、バス検診、かかりつけ医による個別検診の選択制を継続し、検診後の特定保健指導の実施による疾病の早期発見・早期治療、医療費の適正化につなげてまいりました。母子保健事業につきましては、妊婦検診や各種乳幼児検診を継続実施し、予防接種事業にお

きましてはこれまでのインフルエンザワクチンや高齢者肺炎球菌ワクチン等の各種単独事業を継続実施するとともに、新たに流行性耳下腺炎おたふくかぜと水ぼうそうの無料接種を実施し、疾病の予防に努めてまいりました。

地域福祉につきましては、地域福祉計画等を策定し、今後の地域福祉推進の指針を示すとともに涌谷町社会福祉協議会や地域保健福祉関係団体に助成を行い住民の福祉向上を図り、高齢者福祉につきましては老人保護措置事業のほか介護予防事業やひとり暮らし高齢者対策や老人クラブへの助成等在宅生活の支援を引き続き実施し、障害者福祉につきましても各種障害者自立支援事業を実施、障害を持った方々が日常生活を営むことができるよう支援してまいりました。

次世代を担う児童福祉につきましては、児童手当の支給とともに、消費税増税対策である子育て世帯臨時特例給付金を支給し、また子ども医療費の無料化につきましては中学校卒業まで対象を拡大し、子育て家庭の負担軽減を図りました。

次に、生産と交流のまちづくりについて申し上げます。

農林業振興につきましては、担い手育成総合支援センターを中心として設備導入支援による園芸振興の推進、支援を継続し、経営所得安定対策推進事業やみやぎの水田農業改革支援事業など、農業の担い手に対する総合的な支援や安定した水田農業経営の確立に向けた支援に努めるとともに、食と農をテーマとした食の町民まつりの実施により地域活性化に努めてまいりました。

また、農地整備につきましては、地域が共同で行う農村環境の向上活動等を支援する多面的機能支払交付金事業や県営圃場整備事業の推進を初め、涌谷西排水機場施設維持管理等用排水施設整備事業の補助を引き続き実施いたしました。

また、6次産業化推進事業といたしましては、調査研究、商品開発、販路拡大の事業について2個人、1団体に対し助成を行ったところであり、今後の成果に期待するものでございます。

畜産振興につきましては、優良雌牛保留奨励金など町単独奨励事業を継続実施するとともに、防疫事業に対する助成を行い、安心・安全な畜産物生産による経営の安定化を図ってまいりました。また、福島第一原発事故で放射能汚染され一般廃棄物となった牧草を町有地に集積し、一時保管いたしております。

商工業振興につきましては、町内中小企業者の経営安定化を図るため中小企業振興資金8億円を設けるとともに、震災後の平成23年度からの貸付者には従前の利子補給に上乘せ補助をいたしており、あわせて貸付保証料の全額と利子の一部に対する町独自の補給補助は引き続き行い、町内商工業者への支援をいたしております。また、町内に新規事業所を開設する事業者への便宜、供与や企業立地動向アンケート調査の実施によりまして企業誘致を推進してまいるところでございます。その他、国の緊急雇用創出事業を活用した夢ショップ事業につきまして地域振興公社に事業を委託し、遠田商工会、涌谷町シルバー人材センター及び涌谷町観光物産協会への補助事業についても引き続き実施いたしております。一昨年から城山の金さんという観光PRキャラクターのマスコット人形を活用し情報PRを行ってまいりましたが、平成26年度には着ぐるみを作成し各種イベント等で活用し、一層の町のPRに努めてまいりました。

次に、自然と環境のまちづくり及び快適で安全なまちづくりについて申し上げます。

環境美化につきましては、公衆衛生組合と連携して不法投棄防止パトロール等を実施するとともに、アメリカ

シロヒトリの防除については単位衛生組合での防除に対し助成支援をいたしております。

また、し尿やじんかい処理事業等については、大崎地域広域行政事務組合との連携を図るとともに住宅の合併処理浄化槽設置に対する助成を行い、合併処理浄化槽の普及促進を図ってまいりました。

生活の安全確保につきましては、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業を行っております。このほか、町内各地の放射線量や保育施設、小中学校等給食食材の放射性物質を引き続き測定し、その結果を広報わくや等で公表するなど情報発信を行ってまいりました。

また、6月には大崎管内持ち回りの水防演習を河川防災ステーションで開催するなど、各種訓練及び演習等により消防団活動の充実、強化を図りながら、役場本庁舎への太陽光発電設備設置や移動系防災行政無線のデジタル化など消防防災施設の充実を図り、防災対策の強化を図ってまいりました。

交通安全対策につきましては、警察、各関係機関、町民の皆様と連携をとりながら交通安全意識の高揚に取り組み交通事故防止に努め、防犯対策につきましては安全安心まちづくり条例に基づき、警察や防犯協会等関係機関との連携により防犯活動を実施するとともに、夜間の犯罪防止対策として防犯灯のLED化を進め、安全・安心なまちづくりに努めてまいりました。

次に、便利な定住のまちづくりについて申し上げます。

道路整備につきましては、大崩蔵人沖名線や上涌谷上郡線について交付金事業として舗装工事を実施したほか、幹線町道を中心に適正な維持管理を行ってまいりました。また、地元から要望のあった沢1号線の防災対策につきましては、道路予備設計をいたしました。懸案であった上涌谷駅踏切拡幅事業にあわせ、送迎乗降スペースを確保した上涌谷駅前広場を整備いたしました。

町民バスにつきましては、これまで同様の運賃体系の6路線を運行し、震災被害者や申請のあった町内小中学校の児童生徒に対しましては無料パスポートを継続交付するなど、通学時の安全確保と交通弱者の交通手段として大きな役割を果たしてまいりました。

次に、自治と自立のまちづくりでございますが、平成24年度から復興まちづくりマスタープランに基づく推進実践として漢方啓発講座や薬用植物の栽培、活用方法を学ぶための実践講座等を実施し、生薬を生かしたまちづくりに取り組んでまいりました。昨年度は、生薬まちづくりの会でハトムギ茶を制作する予定でしたが、予定収量に達せず製作を断念し、食の町民まつり等でハトムギパンや薬膳クッキーとし、参加者に配付いたしました。

コミュニティー活動の推進につきましては、住民が自主的かつ主体的な地域活動の推進や地域課題の解決を図るための事業支援として公募によるかがやく協働まちづくり事業を実施したほか、地域の自治会活動の支援を初め学校週5日制対応の地域活動にも支援を行うとともに、地域の集会所等施設整備の支援を継続して行ってきたところでございます。

地域間交流につきましては、山口県美祢市で開催されました東大寺サミットに参加したほか、一昨年に相互友好協力協定を締結した十文字学園女子大学、友好交流協定を締結した山形県大石田町と各種交流事業を通して相互交流を深めてまいりました。

国際交流といたしましては、友好都市交流協定を締結した大韓民国扶餘郡林川面からご招待を受け、第60回百済文化祭に涌谷町国際交流協会の会員を中心とした訪問団を派遣したところでございます。小学生海外交流事

業として韓国へ、中学生海外派遣研修事業としてアメリカのサリナスへそれぞれで研修を実施し、見聞を広めてまいりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は24億4,977万9,000円、歳出決算額は23億4,819万5,000円となり、歳入歳出差し引き1億158万4,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入では、歳入総額の19.4%を占める国民健康保険税におきまして、被保険者数の減少等により対前年度比8.0%の減少となったところでございます。収納率につきましては、現年課税分は1.41ポイント減少し90.82%となり、現年課税分と滞納繰り越し分を合わせた全体では0.71ポイントの減少で80.5%となりました。今後ともさらなる収納率向上に努めてまいります。国庫支出金、県支出金については減少し、歳入全体では対前年度比1.4%減少となりました。

次に歳出でございますが、保険給付費は歳出総額の61.7%を占め、被災者に対する一部負担金等免除が再開されたものの、対前年度比1.0%の減少となり、歳出全体では対前年度比2.5%減少したところでございます。保健事業費では、医療保険者に実施が義務づけられた特定健診の受診率は、さまざまな受診率向上対策の結果、暫定値で50%程度となる見込みでございます。さらに、節目人間ドックに対する全額助成を実施した結果、若い年代の利用がふえており、早期の生活習慣改善のきっかけとなっております。今後も受診しやすい検診の機会を提供するとともに、被保険者の健康増進と疾病の早期発見・早期治療による生活の質の向上と医療費の抑制に努めてまいります。

今後の財政状況につきましては、医療の高度化やさらなる高齢化の進展等による保険給付費の大幅な増加が予定されますが、被保険者の減少、所得低迷等により保険税収入の増加が見込めないなど極めて厳しい状況にあります。今後も歳入の的確な把握、確保に努めるとともに、特定健診等各種保健事業の推進による医療抑制に努め、健康づくりを通して健全な国保運営を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は1億5,968万5,000円、歳出決算額は1億5,529万6,000円となり、歳入歳出差し引き438万9,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入につきましては、保険料と一般会計からの繰入金が必要な内容ですが、収納率につきましては対前年度比0.06ポイントの減少で99.52%となりました。今後、一層の収納率向上に努めてまいります。

歳出では、保険料と保険基盤安定負担金を宮城県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出しているものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

平成26年度は渋江地内、中江南地内を供用開始区域として整備したところでございます。工事等につきましては、汚水管渠等の布設工事を実施したところであり、認可区域面積307ヘクタールのうち83.7%の約257ヘクタールの整備が完了いたしております。水洗化の状況につきましては、1,747戸の世帯及び事業所が接続されている状況でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。筧岳中央、上郡、花勝山、生栄巻地区が供用を開始しており、369戸の世帯及び事業所が接続されている状況で、適正な維持管理に努めているところでございます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、今後ともより多くの町民皆様が下水道の恩恵を享受できますよう、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。歳入では、被保険者の増加等に伴い介護保険料が対前年度比2.9%の伸びとなっており、歳入全体では5.7%増加し、15億9,964万1,000円となりました。歳出では、居宅サービス、施設サービスとも増加しており、介護保険給付費総額では対前年度比5.8%の伸びとなり、歳出全体では5.5%増加の15億6,168万1,000円となりました。歳入歳出差し引きとしまして、3,796万円を翌年度に繰り越しいたしました。高齢化はますます加速し、介護保険の需要は増加の一途をたどり、そのニーズは多様化いたしております。高齢者が介護を要する状態に陥らないように、早期の介護予防の推進や認知症予防対策に努力するとともに、安心して生活できる環境づくりを目指してまいります。今後とも高齢者になっても長く住みなれた地域で生きがいを持って暮らせるよう、支援対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水道事業会計について申し上げます。給水状況としましては、年間有収水量としまして1.1%減の134万4,000立方メートルとなりました。建設改良につきましては、老朽管更新工事といたしまして本町地内ほか、立町地内ほかを実施するとともに、成沢地内、新町裏地内の配水管改良工事、中島地内ほかの配水管布設工事を実施し、管路整備に努めたところでございます。さらに、福沢浄水場取水ポンプ交換工事を行ったところでございます。収益的収支につきましては、総収益では前年度比7.1%増の4億3,599万8,000円となり、総費用につきましても前年度比3.0%増の4億238万4,000円となり、3,361万4,000円の純利益を生じたところでございます。これによりまして、前年度繰越利益剰余金33万5,000円と新会計制度移行に伴う固定資産償却制度見直しによる変動額2億2,068万6,000円を合わせた未処分利益剰余金は2億5,463万6,000円となりましたので、先ほど議決いただきましたとおり2億円を減債積立金に、5,460万円を建設改良積立金に積み立てし、残額の3万6,000円は繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。今後とも安全で安心な水の供給に努めるとともに、なお一層の健全運営に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計について申し上げます。患者数は入院患者数延べ3万2,242人、1日平均88.3人、また外来患者数は延べ6万1,397人、1日平均251.6人で、前年度と比較し入院患者数が3,806人、10.6%の減となり、外来患者数は6,817人、10%の減となっております。収益的収支につきましては、総収益19億6,056万4,000円、総費用21億2,409万1,000円となり、純損失1億6,352万7,000円、前年度繰越欠損金と合わせ当年度未処理欠損金として8億1,654万7,000円を翌年度に繰り越したところでございます。病院事業につきましては、慢性的な医師不足と、平成25年度末での耳鼻科の廃止の中、診療体制の確保に努め、平成26年6月からは物忘れ外来を新設し、月2回の診察を行ったところでございます。また、健診センターによる町内全地区を対象とした特定健診、特定保健指導など継続してサービスの向上に努めましたが、看護師不足のためやむを得ず入院患者を制限しなければならない状況に陥り、前年度に比べ外来、入院とも医業収益が減少し赤字決算となったものでございます。今後の病院事業につきましては、管理者であるセンター長との協力のもと医師を初めとする医療スタッフの確保を図り、収支の黒字化が実現されるよう努力していかねばならないと考えております。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。入所者数は延べ2万8,770人、1日平均78.8人、通所者数は延べ1万1,441人、1日平均36.7人と前年度と比較して入所で164人、0.6%の減、通所で15人、0.1%の減

となりました。収益的収支につきましては、総収益4億9,475万8,000円、総費用4億8,399万6,000円で、純利益1,076万2,000円となり、当年度未処理欠損金として7,674万7,000円を翌年度に繰り越したところでございます。老人保健施設事業会計につきましては、満床に近い入所者数を維持しており、収益は黒字決算となっております。今後の老人保健施設事業につきましては、管理者であるセンター長との協力のもと介護スタッフの確保を図るとともに、関係機関との連携強化を図りながら、介護の質の向上、そして施設利用における安心度の向上を目指し、利用者及びご家族に喜ばれるような施設運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。利用者数は訪問看護で延べ3,276人、1日平均13.4人、訪問リハビリで延べ3,638人、1日平均14.9人となり、前年度と比較し訪問看護で18人、0.5%の減、訪問リハビリで119人、3.2%の増となっております。収益的収支につきましては、総収益6,045万4,000円、総費用5,655万4,000円で、純利益390万円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ当年度未処分利益剰余金として3,536万8,000円を翌年度に繰り越したところでございます。訪問看護ステーション事業につきましては、24時間緊急連絡体制を継続して実施し、利用者の要望に応える体制を整えており、黒字決算となっております。今後も管理者であるセンター長との協力のもと、各医療機関等への働きかけも含め在宅医療、在宅介護を必要とする新規利用者の確保や利用者ニーズに応えられるよう努めてまいります。

以上、各会計について申し上げましたが、詳細につきましては担当課長等より説明いたさせますので、よろしくご願ひ申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤 稔君） 続きまして、監査委員の監査報告を求めます。柳渕代表監査委員、登壇願ひます。

〔代表監査委員 柳渕 茂君登壇〕

○代表監査委員（柳渕 茂君） まず最初に、監査はよく儀式化していると言われております。この儀式化する要因の一つに、監査の形を整えることにきゅうきゅうとして、その結果住民に対する監査の成果を等閑視してきたのではないかと一応思われます。当然のことながら、監査は住民のための監査であるべきでございますので、住民目線を意識すべきと思ひ、今日まで継続してそのような監査をしてまいりました。この儀式的な要素は極力排除して、実行性のある監査が行わなければならないものと考えて、そういう意味で今回で最後の報告となりますが、行財政やあくまでこの会計学上の専門的知識を事前に準備しなくともできるだけ住民の方に理解できるように私なりに極力努め、法に基づき2名の監査委員が合議した内容を代表して、平成26年度一般会計初め各種特別会計の7件分、そして企業会計分4件の決算審査の結果についてご報告を申し上げます。

平成26年度涌谷町一般会計及び各種特別会計に係る決算審査報告書。

それでは、1ページをお開きください。

審査の対象としまして、平成26年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類。平成26年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に係る調書及び財産に関する調書。平成26年度各種基金運用状況を審査の対象といたしました。審査の期間ですが、平成27年7月9日から7月22日まで、実質審査期間8日間で行いました。審査の手続といたしまして、平成27年6月12日に審査に付された平成26年度涌谷町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算について町の監査基準に基づき現地踏査を含め下記の点を重点に審査を行いました。

1つ、決算の計数がまず正確であるかどうか。予算の執行が適正に行われたかどうか。それから、財政運営が適切かつ健全に行われているかなどに主眼を置くとともに、公有財産、基金、債権及び物品の管理等に留意し

ながら帳票、証書類を精査し、例月出納検査、定期監査等において留意事項について責任者及び関係職員から資料の提出を求め、説明をあわせて審査を実施いたしたところでございます。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計決算の計数は正確であり、予算執行の内容はおおむね適正妥当認めるものでございます。財政運営は適切に運営されているものと認められ、基金の管理、公有財産の管理についてはおおむね良好と認められました。

決算の概要でございますが、資料でお渡ししている認定1号の平成26年度一般会計決算書から特別会計決算書まででございます。

次ページ、3ページに移りますが、当年度の一般会計歳入歳出の状況を見ますと、実質収支は1億4,586万1,000円となり黒字決算となっております。できるだけ、先ほど町長が申し述べられたことも重複を避ける意味でお話したいと思います。

特別会計の決算総額、実質収支は1億6,249万3,000円となり黒字決算でございました。決算規模を前年度と比較すると、一般会計の歳入では8.1%減少、歳出は0.2%増加し、特別会計の歳入では2.6%減少、歳出でも3.3%の減少となっており、全体では歳入歳出とも減少している状況でございました。財政分析の主要財務指標の推移は、下記の図のとおりでございます。この数値を見ますと、実質収支比率が前年度4.6%から3.0%へ減少しておりますが適正な範囲であり、実質公債費比率が9.6%から9.2%へ減少していることから、当町における財政状況は比較的安定しているものと言える。また、地方債現在高比率が上昇しておりますが、これは地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の増額のためでございます。しかし、経常収支比率につきまして、当年度はこの大崎広域負担金通常分での増額や公金トータルサービス関連経費、保育所経費の増が影響して、比率が増加しております。経常収支比率の悪化は、これは注視すべきであり、北海道夕張市では財政再建団体になる前年度まで健全化判断比率が健全であったことから勘案すると、昨今の状況の原因をできるだけ早急につかみ、何からの対策が必要ではないかと考えます。行財政運営においては、中長期の財政計画に基づいて運営されるべきであり、常に財政分析指数のチェックをして健全にして効率的な行財政の運営に当たられるよう望むものでございます。各基金の管理については、適正であると認められます。

次ページ、それでは一般会計、こちらは一応現金主義としての計上になりますが、本会計の収入割合及び支出割合については、付表の2及び付表の3に示すとおりでございます。歳入は、調定額に対して97.6%、歳出では予算現額に対して92.3%であり、また繰越明許により翌年度へ繰り越した額は4億1,063万6,000円となっております。歳入の概要及び意見といたしまして、歳入総額は前年度より7億4,395万1,000円の減額であって、主に先ほどの説明のとおり地方消費税の交付金、地方交付税の増額があったものの震災関連での国県支出金、それから基金の繰入金、町債の減額が影響したものでございます。自主財源の全体では、23億8,755万1,000円で、総額に占める割合は28.2%となった。うち、町税は歳入総額に占める割合が17.3%で、対前年度1.5ポイント増となっております。町民税の動向については、法人町民税では一時的な復興需要による回復からの落ち込みがあったものの、個人町民税で給与所得者の増による個人所得の増加があったものではないかと推測しております。前年度と比べた収納率は、町民税が0.2ポイント増の94.8%、固定資産税0.2ポイント減の90.4%、軽自動車税は昨年同様で91.6%、これは滞納者への早期接触を試みた結果が出たものと思われま。今後はそのノウハウをマニュアル化して、効率的に対処されたいものと思います。また、町税のみならず、私債権を含む

諸債権の滞納問題のことについては全庁的な検討が始まっており、その取り組みを一步前進と評価するとともに、将来的な効果とこのような全庁的な検討が他の諸問題にも広がることを大いに期待したい。さらに、今後はこの滞納問題については、専門的見地から各課ではなく、できれば税務課で処理すべきものと思われます。厳しい財政運営を余儀される中、町の不良債権の早期回収は財源確保、納税者の公平性の確保の上で重要であります。引き続き、納税意識の啓発と高揚になお一層心がけ、今後とも全庁を挙げて情報を共有して取り組みに継続して当たられたいと思います。

歳出の概要及び意見として、歳出総額については81億2,511万8,000円であり、前年度より1,718万円の増額でありました。歳出予算の執行及び行政事務の執行状況については、各部門ごとに要点を述べます。

議会費、歳出総額が1億1,105万3,000円、対前年度1.7%減、執行率が97.4%、構成比は全体の1.4%であります。

総務費、歳出総額が10億7,967万円で対前年度29.6%減、執行率は92.2%でありました。翌年度の繰越額が、7,689万2,000円であって、構成比は13.3%。人件費につきましては1.4%減、これは退職職員と新採職員との差額による減が影響したものと思います。定員管理適正化計画では、全体で310人のところ320人の実績となったところでございます。普通会計では7人増の159人、企業会計では医師、看護師、介護福祉士の退職があったが、医師以外で補充され、3人増の161人。一般職員については、類似団体の職員数と比較すると13人マイナスであるわけなんです。増員が必要ではあるんですが、経常収支比率とのバランスもあり厳しい状態だと思います。その中で、現存の職員の資質を上げることが重要であり、そのために適正な人事評価あるいは配置、職員の積極性を引き出すこと、その機会を設けることが大切であると思います。メンタル的不調者に対しては、職場内の風通しをよくして早期の気づき、それと軽度のうちに対応がなされることを望むものであります。省エネ化、それから照明器具交換工事、こちらは県の補助金が98%適用になるんですが、を実施したことによって、思った以上の消費電力削減が図られております。これは、消耗備品の節約にもなって、効果の高い医療福祉センターや教育施設でも順次実施し、推進すべきであると思われます。次に、交通安全指導員の専従化や、それから高齢運転免許取得者教育支援事業、こちらは涌谷町独自の事業で交通行政に有益であると考えられ、また高齢者運転免許取得者支援事業は年々参加者が減少しているんですが、これから高齢化社会を迎えるに当たってはますます、逆にこれは強化すべき事業であって、高齢者運転免許更新時の講習とリンクするなどを検討して、この事業の推進を図っていただきたい。

次に、若い職員の活躍によってみやぎふるさとCM大賞でアイデア賞を受賞しております。職員自身の手で作成しようとするその意欲の醸成はまことにすばらしく、職員の気運の高まりと意識の向上が感じられました。国の交付金を利用して事業所への企業立地動向アンケート調査を実施したわけなんです。この移行というかをつかめたその後のフォローアップを継続して行い、少しでもあるいは1社でも前進することを期待するものであります。

次に、町民窓口については、ローカウンターが設置され、評判もよく相当の利用が見受けられるところでございます。また、この窓口職員がカウンター外へ出向いて説明している姿も見受けられ、こういったサービスの積み重ねが町民に親しまれる窓口となるのではないかと感じるところであります。住民にとって何がよいかを常に追求し、その現体制で可能な最大限の住民サービスをされることを望むものであります。

次、大崎地域広域行政事務組合の財政負担が大きくなっている中、負担軽減のため当町で今できることにごみの軽量化が挙げられると思います。それには、構成市町一丸となる必要があるため、積極的な全庁的な働きかけを促したいと思います。コンビニ収納が始まり、予想を超える利用があり、町民の利便性は向上しております。公金トータルシステムを含めて、財政負担はその分増しているわけです。収納方法の動向を分析して、収納率向上へ結びつける方策と、納税組合やあるいは窓口収納の縮小も勘案しながら経費削減を検討されたい。町民バスについては、町民の足の確保の観点から廃止はできないものと考えられ、今後は町民バスと箕岳方面のスクールバスの統合を検討するなど経費削減をしていかなければならない。

次に、公共施設の代表である役場のトイレにベビーチェア等が設置されていない現状です。これは、常識的には今、公共施設のほうでは考えられないことでございます。子育て支援を推進する町という観点からも、わずかな予算ですぐにでも対応可能と認められるので、早急に対処されるよう望むものでございます。

次、民生費。歳出総額が18億2,506万5,000円、対前年度比6.5%増、執行率98.3%、構成比は22.5%であります。今年度は、地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害福祉計画の策定の年度であり、町民や地域の福祉リーダー、福祉の職員の生の声を聞く絶好の機会であった。地域活動団体、高齢者福祉総合施設及び共生の森とも連携しながら事業を推進していく上、一堂に会しての話し合いの場は重要であります。計画を推進していくことはもとより、顔を合わせ議論を繰り返すことで得られることを平成27年度からの事業運営に生かし、事業の主体者としての責任、それと管理を十分に認識しながら推進することを期待するものであります。これまで包括支援センターで行っていた予防給付プラン作成業務を平成26年度7月からは民間事業所へ委託することとし、152件を委託しております。これにより各相談業務、あるいは高齢化に伴い増加している認知症対策や介護予防事業に、より深くかかわれるようになった。これからも民間が手がけたほうが効率のよい面は、積極的に外部委託することが望まれる。次、医療福祉センターにおける重要な役割に相談業務があります。各福祉計画のアンケートの中にもあるように、窓口の対応いかにによって相談なくなる町民もいることが伺えます。専門職のみならず、事務職においてもセンターへ来所される町民の方が何らかの弱者であることを十分に認識しながら対応されるように、切に望むものであります。

次、衛生費。歳出総額9億2,310万2,000円、対前年度3.5%増、執行率97.0%、構成比11.4%。こちらの衛生費については、特定健診、特定保健指導の受診率は、目標の達成度に応じての国の交付金のペナルティーはなくなったものの、町民の健康を考えるに当たり、後期高齢者検診、若年者検診ともに受診率が向上することが望ましい。特定保健指導については、時間外の電話での勧奨など職員が涙ぐましい努力をしても、当事者が自分のことと考えていない状況があります。しかし、諦めずにこれからも頑張って取り組んでいただきたい。虫歯予防として平成19年度から1歳6カ月検診時にフッ素塗布を行い、平成23年度からは虫歯になりそうなケースへ継続的にフォローアップを行っているが、その成果があらわれ始めています。こういった地道の活動の効果が数年後にあらわれるという好例もありました。

次に、町民医療福祉センターの施設管理の面では、戦略的に省エネ対策を行っております。節水器具を取りつけることによって節水のみならずボイラー稼働のための重油、電気の節減、流す水の量が減ることでの下水道の節減へその効果を最大限発揮させる取り組みもその一つである。このような効果の高いものは、全庁的に検討する場を設けて、計画的に各施設に取り入れる必要がある。

次、世代館、研修館については、トレーニングルーム改修、国の交付金を活用してのパーゴラ改修を行い、指定管理制度移行への準備を行った。その効果が出始め、トレーニングルーム、リフレッシュルームの利用者がふえており、今後に期待できるものであると思います。研修館、世代館は、町の唯一の公共宿泊施設であり、町の招待客の宿泊や町民医療福祉センターの医療実習生の宿泊施設でもございます。そのため、減免での利用が多くなっているが、指定管理へ移行するに当たっては事業者の主体性を重んじ、減免利用分は町の負担分とすべきで、その経理を明確にすることが必要と考える。

次、農林水産費。歳出総額が3億7,483万4,000円、対前年度比4.1%減、執行率は99.0%、構成比は4.6%である。農政の制度改正により取り組んだ多面的機能支払交付金事業は、高齢化する農業者の助けにもなり、耕作放棄防止へもつながる事業であるが、県の目標面積60%に対し当町は73%となった。これは、早期から細やかな説明会を実施した成果であり、職員の努力を評価するものである。数多くの事業を抱え取り組んでいるが、町の農林産業の目指す方向が明確でない。どこに力を入れどの分野に資金を投入するか、その効果は出ているのかを常に意識しながら事業を展開し、最終的に農家所得のアップにつながるよう事業に当たられたい。農協、農業委員会、農林振興課が一体となって事業を進める基盤ができている中、つらい農家の相談も増加傾向にあることから、農業に対する補助のあらゆるメニューを熟知し、三者タイアップして事業を推進することが必要である。さらに、再生協議会との連絡を密にして、将来に向けて農業振興を図っていただきたい。

次、商工費。歳出総額が1億8,479万5,000円、対前年度比で13.3%増、執行率99.5%、構成比は2.3%である。商工の活性化面では、商店でも商工会でも町でも、誰が主体ということよりも最終的に町が潤うことを主眼に一体となって取り組んでいく必要がある。涌谷町のゆるキャラである城山の金さんの活躍と、さまざまな機会を捉えてメディアを活用した涌谷町のPRを行ったことで涌谷町の知名度が向上したと考えられ、その効果が観光面であられるものを期待する。これをチャンスと捉えて、来町者が気持ちよく涌谷町で過ごした来てほしいと思っただけのよう心のもったおもてなしをコーディネートされたい。

土木費、歳出総額は12億7,944万3,000円、対前年度34.7%増、執行率は90.6%、翌年度の繰越額は522万2,000円である。構成比については、15.7%である。改修された涌谷中央公園については、以前と比べて利用者が多く、さまざまな世代の老若男女が思い思いに過ごされている毎日が見受けられる。公園の両側の道路に面した敷地には、地域の自治会やあるいは町民が自主的に草取りや花を植えて景観向上に寄与している。こういった善行を取り上げることで取り組みが広がり、町全体が少しずついいのほうに動いていくのではないかと考える。町民の道路補修については、ある程度予算措置を講じているわけなんですけど、相変わらず不満が多く寄せられている状況がございます。担当課においては、緊急性、重要性、公共性を持って対処されておりますが、もっと町民の理解が得られるようもう少し具体的に優先度を示すなど、何らかの対応をされたい。

次、消防費。歳出総額4億4,046万7,000円、対前年度24.7%増、執行率が94.6%、翌年度の繰越額が1,713万3,000円である。構成比は5.4%。消防団員の待遇改善について町の対応が早く、費用弁償の増額と制服の更新が実施されました。これにより団員の意識改革が図られ、組織の強化につながったと思われる。全地区の自主防災組織の結成、連絡協議会の設立があり、自主的に防災訓練を実施する地域がふえている状況がある。県からも防災が進んでいる町と評価され、全国防災発表会において宮城県代表に自主防会長が事例発表をされております。県内においてこの自主防災組織連絡協議会の結成市町村は、東松島と涌谷町の2市町のみでございます。

す。また、全町を挙げての総合防災訓練も開催され、有事に備えた。これは、自主防災組織を早期に立ち上げた効果であり、評価したいと思います。

教育費、歳出総額が9億1,478万9,000円、対前年度4.3%増、執行率が90.9%であった。翌年度繰越額については6,175万8,000円、構成比は11.2%。教育施設の適正配置、子供の子育て支援新制度の施行に伴う事業計画の策定等が順調に推移し、一定の成果が見受けられた。一方、不用額の散見、それから条例の改正漏れ、予算計上の漏れなど事務の不手際も見られた。また、定期監査において早急に対処するよう強く指摘したさくらんぼこども園と涌谷保育所の入所負担金の未収金について、何ら対処されていない。平成24年度から膨らんでいる原因が何か早急に把握し、初期の段階で処理されたい。また、奨学金の未返還についても保証人等への催告を含めて対応をしていく必要がある。ここで改めて注意を喚起して、再度指摘したい。

生涯学習事業については、これまで震災のため公民館が使用できず、十分な事業ができなかった。今後の事業展開に当たっては、公民館のあり方、事業の持ち方について審議会と協議しながら、もう一度公民館発祥の原点に立ち返って考えていただきたい。新生公民館が住民に利用され、常に人の集まる施設であるよう切に願うものでございます。

次、午前中、杉浦議員の立場とは一線を画し、あえて監査委員、監査報告としての立場で発言を申し上げますと、図書館については多様であり、ただ単に本を借りるところではなく、利用しやすく町民の憩う場ということもあるわけです。その目的からすると、現在計画されている公民館に隣接する旧勤労青少年ホームを改装しての設置は的外れであり、人が集まりやすい街角図書館として町の中心部に設置されるべきものとする。図書館は親子で、あるいは孫と訪れ本に親しみ、幼児の情操を育てる場でもあり、または小中学生の放課後、土日の居場所である。または、高校生、大学生の自習の場でもある。または、高齢者が雑誌や新聞を見たり、ビデオを視聴したりする場でもあるわけです。さらに、その中でコミュニケーションが生まれる場でもある。幸い、いまだ改装がされていないこともあり、いま一度この図書館について再考する必要があるのではないかと。現在、町の抱える他の要素、町中のコミュニティー施設、高齢者住宅、老朽化児童館の建てかえや空き地解消などそういった複合的施設の可能性なども含め、後世に残る施設となることを望むものである。それには、拙速にならず町民の意見をじっくり聞き、慎重に検討し判断されたい。

次、災害復旧費。歳出総額が3億91万7,000円、対前年度44.9%増、執行率53.7%、翌年度繰越額が2億4,963万1,000円である。構成比は3.7%でございます。

続いて、特別会計分6件に移ります。国民健康保険事業勘定特別会計についてですが、本会計は歳入歳出差し引き1億158万4,000円の黒字計上。歳入状況を見ると、国保税は対前年度8.0%減の4億7,505万円であった。これは被用者保険や後期高齢医療保険への移行による国保被保険者数の減少や所得低迷が主な要因である。収納状況、収納率90.8%、滞納繰越分、収納率34.7%で、全体では80.5%、対前年度0.7ポイントの減になっております。歳出については、被災者の窓口負担免除が再開されたものの、被保険者の数の減によって保険給付費が対前年度1.0%減となったことや、後期高齢者支援金や介護納付金等が減となったことが影響して、歳出全体では対前年度2.5%減となっております。1人当たりの費用額は、宮城県、全国平均より低いが、31万5,917円で前年度より8,116円、2.6%の増加があり、年々医療費が伸びている状態である。レセプトデータ分析によると、心疾患、脳血管疾患が横ばい、それから生活習慣病の高脂血症、糖尿病の受療率が増加している。中でも

高額医療費に直結する人工透析患者数が平成24年度20名から5名増加し、平成26年度末には25名となった。このことは、今後も健康づくり部門と連携し、予防対策に当たる必要がある。国保疾病予防事業の人間ドック受診者への助成について、当年度は全額助成としたところであります。しかし受診率がかんばしくなく、その原因はPR不足か他の原因があるか、無料ドック受診を契機に特定健診の継続受診を促す目的があるが、ドック受診者のその後の特定健診受診が継続されているかなどを検証して、より効果的な事業になるよう検討されたい。年々医療費が増加し、所得低迷による保険税軽減者の増など国保財政を圧迫する要因が増加する中で、国県の調整交付金は重要な財源になっております。この財源にはさまざまなメニューがあつて、達成度に応じて交付される国の調整交付金は経営姿勢良好、それから保健事業受診率、それから直営診療施設整備などがあり、県の調整交付金には年間レセプト再審査申し立て件数や保険税収納率の確保などがありますので、国保病院、健康課、それから税務課との連携により、この制度を最大限生かすことも一つの方策であろうと思います。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計は、歳入歳出差し引き額438万9,000円の黒字計上であると。

次に宅地造成事業特別会計、こちらは差し引き額132万4,000円の黒字。

次に公共下水道事業特別会計、実質収支は1,387万9,000円の黒字計上であつた。歳出においての執行率は56.0%、有収水量と処理水量の差が縮小しており、不明水が減少したものと考えられ、これは災害復旧工事の成果と推察されるところであります。本事業は、接続率が69.4%、水洗化率も6割を超えており、財政的にも建設費以外の運営費に対する繰り出しは行われていないことから、順調に推移しているものと認められる。

次に、農業集落排水事業特別会計、実質収支が335万7,000円の黒字計上であると。歳出において執行率は98.9%、農業集落排水事業の接続は7件であつた。排水設備の補助金を新設しての効果も若干あつたものと思われる。昨年度に比して有収水量が増加しているが、その要因としては万葉苑の全稼働と不明水の減少があるものと思われます。この事業の維持管理の時期に入っており、接続率を上げなければ事業運営がどうにも立ち行かなくなる。一般会計への依存体質に陥らないよう、喫緊の課題として対処されたい。

次に、介護保険事業勘定特別会計、歳入歳出差し引き3,796万円の黒字計上。介護保険料は、被保険者数の増で対前年度比2.9%増、収納率は98.0であつた。歳出においてサービス受給者数の増加があり、保険給付費全体が5.8%、7,893万4,000円の増となつたものである。被保険者数、介護認定者数、サービス受給者数が年々増加の傾向にあつて、中でも施設サービスの利用者が対前年比で高くなつており、今後とも施設への入所者が増加の傾向にあることが伺える。第6期介護保険事業計画策定時の日常生活圏域ニーズ調査では、「人生の最期をどこで迎えたいか」の設問に、51.9%の方が「自宅で迎えたい」と答えている。さらに、「それにはどんな支援が必要か」の設問に対して、「家族の協力」が69.1%、その次に「在宅医療サービス」が61.9%、「在宅介護サービス」が40.9%とこう答えております。涌谷町がこれから構築していく新しい地域支援事業は、大いに参考にし、この町民の願いを反映させた事業展開になることを願うものであります。

ここで一般会計と特別会計の決算審査の総合意見として、まず平成26年度決算審査に当たって自治体の事務事業は何をもって評価されるか、どんな成果を目指して仕事をしているのかが着眼点であり、監査のポイントといたしました。各課から示される成果表を見ると、単年度の事業の羅列に終始している部署、前年度または数年の比較を掲載している部署とがある。監査の立場として少なくとも前年度との比較は必要で、単年度事業であればどんな目的を持って事業を行ったか、その効果は何かに記載されることが望ましい。また、いかに法令

どおり、または予算どおりにお金が使われたにせよ、その使ったお金だけの値打ちがあつて仕事のできが成就したか、それから事業の成果の分析、検証がなされているか疑問に思う場面もございました。さらに感じることは、公共事業の建設、改修事業において補助事業等で制約があるものの、町民にとってはその制約は何ら意味を持たない。その課あるいは担当する機関、勤務するその担当者だけが考えるものではなくて、他部署または広く意見を求め、町民は何しろ町民の財産として将来にわたって使用、保全することを常に考えていただきたい。

さて、今年度、我が国の経済環境が消費税引き上げ以来、政府の経済政策により持ち直しの動きが生じつつあるが、物価上昇を背景した実質可処分所得の伸び悩みによって相変わらず景気の回復は緩慢な動きにとどまっております。今後の見通しは、緩やかな回復傾向が続くことが期待されるもの、景気の本格的な回復はまだ時間を要するものと予想される。

そういう中、今、日本の人口が減っている。ずっと議論されているところではあるんですが、一部の大都市だけが人口をふやし、ほとんどの地方都市や農村集落は人口を減らしている。しかし、今後20年の間にそのふやしている大都市も人口を減らすことになる。近い将来、日本全体が人口をへらす地域ばかりになってしまうというわけであります。人口減少に直面している当町は、そう言う意味では人口減少の先進地であるが、どうすれば人口を減らしながらも生活の充実を実現できるか、定住人口が減るなら交流人口をふやそうという戦略もあります。悪くはないのですが、具体的に具現化しようとする、実現化となるとこの対処方法はなかなか難しいと。経済環境や人口減少、超高齢化社会の到来を迎え大きく変化している中で、当町にとって大きな転換期の中にあり、直接的に影響が生じる問題でございます。人口減少問題は、喫緊の課題として対処すべきものとする。そこで、一方法として「結」や「講」などを利用した活動人口をふやす、次に地域活性化を支援することによって独自の税収をふやすことや、歳出の見直しを続けていくことも考慮されたいものである。

経営悪化した第三セクターや公社を抱える自治体も依然として多く、税収の伸びが鈍化する中、人口が減少し、高齢化に伴う社会保障費が歳出を圧迫するため、厳しい財政状況が続くものと考えられる。地方自治体財政健全化法の立法は、観光施設への過大投資で2007年、353億円の赤字を抱えて事実上破綻した財政再生団体の北海道夕張市を教訓に推定されたものであるわけですが、2011年には破綻の懸念のある財政健全化団体として青森県大鰐町、大阪府の泉佐野市等が指定されたことは記憶に新しいところでございます。今年度、最近の新聞、これは9月16日の河北に載っていた新聞ですが、今年度決算において7年前倒しで青森県の大鰐町はこの健全化団体を脱したという報道がなされているものの、人口減少あるいは高齢化を抱えると住民の痛みなるものも大変な負担になるわけです。まちづくりは住民参加で行う地域づくりであり、町民が自分たちの地域は自分たちでつくろうという気概を持てるくらい町政が近く感じられるようお願い、報告を終わりたいと思います。

次に、公営企業会計4件分として、平成26年度涌谷町水道事業会計、涌谷町国民健康保険病院事業会計、涌谷町老人保健施設事業会計及び涌谷町訪問看護ステーション事業会計に係る決算審査報告について申し上げます。

審査の対象は、平成26年度涌谷町水道事業会計決算ほか3件です。審査の期間については、平成27年6月の9日、10日、12日の実質、一応3日間。審査の手續につきましては、平成27年6月4日、審査に付された平成26年度決算書類及び事業並びに経営状況が適切であるかどうかを審査するため、事業実施状況、財政関係諸帳票、証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ、責任者より聴取するとともに町の監査基準に基づき

下記の点に重点を置き通常行われるべき審査手続で実施しております。

審査の重点事項として水道事業会計については給水状況、工事の概要、収支の状況、新会計制度移行への対応について、国民健康保険病院事業会計につきましては患者数の動向、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、それから従事職員体制、補助金負担金、棚卸し状況、備品の管理状況、新会計制度移行への対応についてでございます。次に、老人保健施設事業会計につきましては利用者の動向、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、それから従事職員体制、新会計制度移行への対応についてでございます。訪問看護ステーション事業会計につきましては、利用者の動向、収益的収入及び支出について、従事職員体制、それから新会計制度移行への対応についてであります。

ここからは、先ほど町長の報告もございまして、重複はできるだけ省きまして、審査の結果でございますが、ここアの給水状況、イの工事の概要、ウの収支の状況につきましては、2ページから5ページの記載のとおりでございます。6ページの新会計制度移行への対応として、こちらは病院会計それから老健、それから訪問看護ステーション等もあわせて新会計制度移行への対応なんですけど、本年度より新会計制度への移行があつて、その制度上、従来とは異なつて特別利益に、例えばこの水道会計の場合は修繕引当金を取り崩し、計上してあります。また、将来にわたつて負担を平準化するため、総経費に賞与引当金、繰入額と貸倒引当金の額を計上してございます。さらに、これまでのみなし償却制度を廃止して、収益に長期前受金戻入益をその減価償却にその見合い分を計上してございます。このことによって、平成25年度との財政状況比較が単にできないことから、参考までになれるまでとして6ページ、7ページ、前年度と同様の処理方法による、担当よりそういう報告を算出していただきました。

意見といたしまして、平成26年度の事業実績は、前年度と比較して年間総配水量が2.2%の減、年間有収水量は1.1%の減となった。その結果、総収益は4億3,599万9,000円で、前年度と比較して7.1%の減、総費用は4億238万4,000円で3.0%の増となり、3,361万5,000円の純利益を生じ、黒字計上となったものでございます。本年度は、会計制度の移行があつて財務状況において昨年度と単純に比較ができないものの、個々の数字、旧会計処理による比較を見てもおおむね良好でありました。有収水量の減少は、アパートの建築等によって給水戸数が46戸増加したものの、その区域内の人口減少で給水人口が207人減少したことが影響したものと考えられます。また、この有収率は年々上昇しており、今年度は昨年度の83.9%より0.9ポイント上回つた。しかし、震災前の平成22年度の88.6%には及ばず、回復には至つておらないわけでありまして。これは、震災の影響で漏水が発生しているものと推定される。それだけでなく、高い水をただで捨てているようなもので、金額に換算するとおおよそ3,000万円にもなる計算になるわけです。財政的に、同規模団体に比べると安定している今の時期に、将来への投資としてもっと強力に漏水調査を行い、短期間で老朽管更新を実施していくべきものと思われまして。さらに、会計制度の移行において専門家の指導のもと適切に実施されたことは、事務効率化の面からも人材育成の面からも有益であつたと考えられる。今後も会計制度が安定するまで職員研修を充実させ、職員のレベルアップを図られることを望むものであります。

次に、国民健康保険病院事業会計についてですが、こちらは先ほどともやはりダブリまして、患者数の動向、それから収益的収入支出の関係、これは14ページまでの部分についてはまたこちらをごらんいただければと思います。

意見といたしまして、15ページに入るんですが、平成26年度の業務量は前年度と比して入院の述べ患者数が3,806人減、10.6%減となり、外来は6,817人の減、10.0%減となっている。病院事業収益は、前年度比4.2%減で19億6,056万4,000円、病院事業費用が前年度比1.6%増で21億2,409万1,000円となり、当年度の純損失が1億6,352万7,000円の赤字計上となったところでございます。患者数の減少の原因とすれば、年度途中で医師、看護師の退職が考えられ、それが影響して入院、外来患者数とも昨年度より10%の減少となった。さらに、看護師不足によって入院制限を行ったため、病床稼働率は73.0%まで落ち込んだ。この73.0%という、昨年度、震災のため病棟改修のため病床閉鎖を行った際の稼働率81.6%を8.6ポイントも減少しておいて、職員の減が患者数の減となり、収入減の悪循環に陥ったものと考えられる。貸借対照表を見ると、現金預金が7,077万6,000円、さらに新会計制度への移行において貸倒引当金を計上しなかったことは将来の財政負担が懸念されるところでございます。その中で、改善に向けて職員の努力はさまざまな試みが伺えます。オーダーリングシステムの導入においては、国庫補助金を最大限利用しての5カ年計画で最終的に電子カルテの導入まで行い、これにより、より安全な医療の提供、効率的な医療情報の保持を目指している。また、地域連携室では他病院を訪問して紹介患者の受け入れを依頼しており、紹介患者の増加があったわけです。医療従事者確保においては、事務方の相当な努力によってさまざまな媒体を活用しての勧誘活動により、平成26年度末には必要看護師数の確保ができております。しかし、医師不足については危機的状況であって、改革プラン委員からの提言にもあるように、町全体の問題として取り上げていく必要があると考える。涌谷町国保病院が、開設されてからこれまで保健、医療、福祉、介護が充実した町として病院の果たしてきた役割は大きく、その必要性は疑う余地もない。毎年度の一般会計の繰出金については、ルール化することによって経営を透明化し、町民も一体となって病院の存続を図る必要があると思われま。

次、老人保健施設事業会計についてでございます。こちらも利用者数の動向から20ページの新会計制度移行への対応については、このとおり、記載のとおりでございます。

意見といたしまして、平成26年度の部分で事業収益については前年度比1.8%増、それから事業費用は3.9%増で、純利益が1,076万2,000円の計上となっております。利用者の減少があったものの入所単価の増があったため、全体としての収益の増となっております。特に、看護訪問ステーション事業との連携を図りながら在宅復帰を進めていることは、在宅復帰率30%以上での加算を確保する上でも有益である。また、介護士の確保においては各大学でも介護に魅力を感じる学生が少ない状況があることも踏まえ、入所者へのミキサー食、この図を入れているんですが、ミキサー食を本物のようなソフト食へ変更することで、入所者のクオリティーの向上、引いては介護職員の充実感を得る取り組みや電動ベッド導入等で介護職員の身体的軽減を図ることなど、涌谷町の老人保健施設の特色を最大限に発信し、先手を打っての人材確保に当たられたい。

次、訪問看護ステーション事業会計についてでございます。こちらも22ページから23ページの新会計制度移行は、この記載のとおりでございます。

意見といたしまして、本事業の収支は純利益389万9,000円の黒字計上となったものであります。本事業の大部分は、マンパワーにかかっております。条件的に厳しい状況で、外勤業務をこなすことを考慮し、特殊勤務手当の支給も一案として検討されたいと思いました。

以上、全会計の報告を申し上げましたが、当然のことながら監査委員は全く独立した行政の一機関でござい

す。監査が適法性を重視することばかりではなく、これにとどまることは許されず、法の求める最少の経費で最大の効果が上がるよう、また使用されるお金がそれだけの値打ち以上になるよう、より広い意味を持って指摘するのみでなく、さらに積極的に改善策とか保護策を提示すべきものと考え発信するよう心がけ、任期中、努めてまいりました。少しでも感じられ、気をとめていただければと思い、願い、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 大変にご苦労様でございました。

以上をもって町長の提案理由の説明及び監査委員の監査報告は終了いたしました。

ここで会議時間を1時間延長しておきます。

休憩します。再開は4時といたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

これより町長の提案理由及び代表監査委員の監査報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

なお、本件については議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本件については議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。

----- ◇ -----

◎延会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

----- ◇ -----

◎延会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで延会いたします。

延会 午後4時01分